



厚生労働省発基安 1006 第 1 号
平成 28 年 10 月 6 日

独立行政法人労働者健康安全機構
理事長 有賀 徹 殿

厚 生 労 働 大 臣
塩 崎 恭 久



独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構の平成 27 事業年度における業務の実績に関する評価結果並びに独立行政法人労働安全衛生総合研究所の第二期中期目標期間における業務の実績に関する評価結果について（通知）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 32 条第 4 項の規定に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構の平成 27 事業年度における業務の実績に関する評価結果並びに独立行政法人労働安全衛生総合研究所の第二期中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果について、別添のとおり通知する。

※独立行政法人労働者健康安全機構注記

独立行政法人労働者健康福祉機構に関する評価結果については、労働者健康安全機構ホームページの「公開資料：評価及び監査に関する情報」を御参照ください。

様式 1－2－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所		
評価対象中期目標期間	中期目標期間実績評価	第二期中期目標期間	
	中期目標期間	平成 23～27 年度	
2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	労働基準局	担当課、責任者	計画課 課長 富田 望
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 玉川 淳
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	
3. 評価の実施に関する事項			
4. その他評価に関する重要事項			

様式 1－2－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 総合評定

1. 全体の評定		
評定 (S、A、B、C、D)	B : 中期目標期間中における目標を達成していると認められる。	参考：見込評価 A
評定に至った理由	項目別評定は、研究所の本来業務である研究に係る業務の質の向上に係る事項3項目においてAとしたが、その他の11項目についてはB、1項目についてはCであり、また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評定の評価基準に基づきBとした。	
2. 法人全体に対する評価		
法人全体の評価	<p>①平成26年11月に過労死等防止対策推進法が施行されると同時に、過労死等調査研究センターを設置し、平成27年度には過労死の実態解明と防止対策に関する研究を開始したこと、②労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定に反映された研究成果が目標の146%に達したこと、③労働災害の原因調査を迅速かつ適切に実施したこと、また④統合効果を最大限に発揮するための研究として平成27年度に重点研究5分野を定めるとともに、法人統合前より研究を開始したことは高く評価できる。</p> <p>特に業務運営上の問題は検出されておらず、全体として、順調な組織運営が行われたと評価する。</p> <p>なお、本年度の評価結果については、「平成26年度における独立行政法人の業務の実績及び平成26年度に中期目標期間を終了した独立行政法人の中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果についての点検結果」(平成27年11月17日付独立行政法人評価制度委員会)の意見及び独立行政法人評価に関する有識者会議での意見を踏まえ、「独立行政法人の評価に関する指針」に則り評価を実施した。</p>	
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。	
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など		
項目別評定で指摘した課題、改善事項		
その他改善事項		
主務大臣による改善命令を検討すべき事項		
4. その他事項		
監事等からの意見	労働者健康福祉機構との統合に当たっては、参議院厚生労働委員会において、統合による相乗効果を最大限に発揮できるよう有効な措置を講ずること、安衛研の調査研究業務について、統合により後退することがないよう十分な体制を維持するため必要な措置を講ずることという附帯決議がなされたが、新組織においては、安衛研の組織風土を十分に生かして、附帯決議に沿った適切な業務運営がなされることを強く希望する。	
その他特記事項		

樣式 1-2-3 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定総括表

中期目標	年度評価					中期目標期間 評価		項目別 調書No.	備考 欄
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	見込 評価	期間実 績評価		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
労働現場のニーズ、実態の把握	A	A	A	B	B	B	B	1-1	P4
労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施	A	A	A	○A	○A	○A	○A	1-2	P8
研究評価の実施及び評価結果の公表	A	A	A	B	B	B	B	1-3	P13
成果の積極的な普及・活用								1-4	
労働安全衛生に関する法令、国内基準の制定改定への科学技術的貢献	A	A	S	A	A	A	A	1-4-1	P17
学会発表等の促進	A	A	A	A	B	A	B	1-4-2	P20
インターネット等による調査及び研究成果情報の発信	S	S	S	A	B	A	B	1-4-3	P22
講演会等の開催	A	A	B	B	B	B	B	1-4-4	P26
知的財産の活用促進	B	A	A	B	B	B	B	1-4-5	P29
労働災害の原因の調査等の実施	A	S	S	A	A	A	A	1-5	P31
国内外の労働安全衛生関係機関との協力の推進								1-6	
労働安全衛生分野の研究の振興	A	A	A	A	B	A	B	1-6-1	P34
労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献	A	A	A	B	B	B	B	1-6-2	P39
研究協力の促進	A	A	S	A	B	A	B	1-6-3	P42

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

様式1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－1	労働現場のニーズ、実態の把握				
業務に関する政策・施策	施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2－1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。			当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人労働者健康安全機構法(以下「法」という。) 第3条(研究所の目的)、第12条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—			関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット(アウトカム)情報								② 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間平均値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
プロジェクト研究新規課題数	—	3.6 課題	5 課題	4 課題	3 課題	2 課題	0 課題	予算額(千円)	—	—	—	—	—
国内学会への参加人数	—	231人	277人	267人	270人	273人	250人	決算額(千円)	—	—	—	—	—
国外学会への参加人数	—	58人	31人	40人	48人	59人	41人	経常費用(千円)	—	—	—	—	—
学会参加人数(国内外合計)	—	289人	308人	307人	318人	332人	291人	経常利益(千円)	—	—	—	—	—
								行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—	—
								従事人員数(人)	—	—	—	—	—

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「-」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)		
第1 (省略) 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<主な量的指標> プロジェクト研究 課題数、国内外学会への参加人数 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> 第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置	<自己評価> 評定：B	評定 B	評定 B	<評定に至った理由> 研究所主催の講演会の開催、企業や団体等への研究所見学会を実施するほか、業界団体主催の講演会、シンポジウムへの参加、第3次産業等の業界団体との意見交換の実施など、あらゆる機会を利用し、調査研究に対する労働現場のニーズや関係者の意見を積極的に把握するよう努めていると評価できる。 また、研究員自らが情報収集等のため赴いた労働現場は4年間で1,043現場となっている。 これらを踏まえ、第2期中期計画4年間を通じて、あらゆる機会を利用して、調査研究に対する労働現場のニーズや関係者の意見を積極的に把握するよう努めていると評価できる。 また、中期計画期間を通じて、厚生労働省の実務者と研究員との間での日常的な意見や情報の交換、行政施策展開に必要な調査研究のテーマ検討のための会議の実施を通じて、安全衛生施策上の課題を把握し、法令等の改廃に必要な調査研究を実施している。 さらに、中期計画期間1年目から労災病院と共同研究を開始するなど、労災の臨床例等の調査研究業務への活用に努めたほか、4年間に開始した研究テーマはほぼ全て研究員自らが労働現場へ災害調査を行った事案を何らかの形で反映しているものであるなど、把握した労働現場のニーズを調査研究業務に反映している。 また、産業医科大学との研究交流会の実施や、多数の役職員が国内外の学会等に積極的に参加するなど、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努めている。 以上を踏まえ、中期目標の達成が見込まれると評価できることから、評定をBとした。	<評定に至った理由> 研究所主催の講演会の開催、企業や団体等への研究所見学会を実施するほか、業界団体主催の講演会、シンポジウムへの参加、第3次産業等の業界団体との意見交換の実施など、あらゆる機会を利用して、調査研究に対する労働現場のニーズや関係者の意見を積極的に把握するよう努めていると評価できる。 また、研究員自らが情報収集等のため赴いた労働現場は5年間で1,254現場となっている。 これらを踏まえ、第2期中期計画5年間を通じて、あらゆる機会を利用して、調査研究に対する労働現場のニーズや関係者の意見を積極的に把握するよう努めていると評価できる。 また、中期計画期間を通じて、厚生労働省の実務者と研究員との間での日常的な意見や情報の交換、行政施策展開に必要な調査研究のテーマ検討のための会議の実施を通じて、安全衛生施策上の課題を把握し、法令等の改廃に必要な調査研究を実施している。 さらに、中期計画期間1年目から労災病院と共同研究を開始するなど、労災の臨床例等の調査研究業務への活用に努めたほか、5年間に開始した研究テーマはほぼ全て研究員自らが労働現場へ災害調査を行った事案を何らかの形で反映しているものであるなど、把握した労働現場のニーズを調査研究業務に反映している。 また、産業医科大学との研究交流会の実施や、多数の役職員が国内外の学会等に積極的に参加するなど、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努めている。 以上を踏まえ、中期目標を達成していると評価できることから、評定をBとした。	<評定に至った理由> 平成28年4月に予定されている労働者健康福祉機構との統合に当たっては、これまで以上に労災の臨床例等を調査研究業務に活用するなど、より高い統合によって、旧労福機構の労災病院等で保有する
1 労働現場のニーズ、実態の把握 労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止に必要な科学技術的ニーズや実態に対応した研究、技術支援等をより積極的に実施するため、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等との間で情報交換を行う、研究所の業務に関する要望、意見等を傾聴する等にとどまらず、研究員自らがより積極的に実際の労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や問題点、職場環境を見聞し、さらには、労災の臨床例、業務上疾病例等も活用するなどにより、労働現場のニーズや実態を的確に把握すること。	1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公的性の高い業務を適切に実施するため、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等との間で情報交換を行う、研究所の業務に関する要望、意見等を傾聴する等にとどまらず、研究員自らがより積極的に実際の労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や職場環境を把握しているか。 また、研究員自ら労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や職場環境を把握しているか。	<評価の視点> ・労働安全衛生に関するニーズの把握のため業界団体、行政等の実務担当者、有識者、一般国民等との会合、情報交換会等を行っているか。 また、研究員自ら労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や職場環境を把握しているか。 ・日本機械工業連合会、日本スーパー・マーケット協会等の業界団体、建設業労働災害防止協会等の労働災害防止団体等との間で、労働安全衛生に関する調査研究について、意見・情報交換を行った。 ・研究課題の内部、外部	<評価の視点> ・関係業界団体、安全衛生関係団体、厚生労働省等との意見・情報交換会を通じて、労働安全衛生に関するニーズの把握に努めた。 ・研究員自ら情報収集等のために赴いた現場数は、1,254現場に上るなど、積極的な情報収集に努めた。 ・内部・外部評価委員会において、業界団体や行政等からの調査研究要望を踏まえた研究となっているかの観点からの評価を実施し、労働者健康福祉機構との統合後のプロジェクト研究課題の策定に反映させた。	<評定に至った理由> <今後の課題> 平成28年4月に予定されている労働者健康福祉機構との統合に当たっては、これまで以上に労災の臨床例等を調査研究業務に活用するなど、より高い統合によって、旧労福機構の労災病院等で保有する	<評定に至った理由> <今後の課題>	<評定に至った理由> 平成28年4月の（独）労働者健康福祉機構との統合によって、旧労福機構の労災病院等で保有する			

			<p>評価に当たって、労働現場のニーズを踏まえたものになっているかについても重点的に審査した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該会合等で把握したニーズを調査研究業務に反映させているか。 また、労災の臨床例や業務上疾病例等を入手し活用しているか。 <p>イ 行政との連絡会議等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省安全衛生部の実務者と研究所研究員との間で、毎年、意見・情報交換を行い、安全衛生行政上の課題把握に努めるとともに、行政施策の展開の実施に必要な調査研究テーマについても検討を行った。 ・行政からの要請を受けて、法令、構造規格、通達等の改廃に必要な基礎資料を提供することを目的として、29課題の調査研究を実施した。 	<p>合効果が得られる取組が求められる。</p> <p>一方、これまで研究所において取り組んできた労働現場のニーズの把握については、統合によってその取組が後退することがないよう、調査研究体制維持を求めるものである。</p> <p>・労災病院と腰痛及び石綿織維計測法の開発に係る共同研究として「保健医療職の交代勤務に伴う健康障害の予防に関する研究」を、岡山労災病院との共同研究として「透過電子顕微鏡による迅速な石綿織維計測法の開発」を実施するなど、労働現場の研究ニーズの把握に努めた。</p> <p>イ 行政との連絡会議等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生分野に関連した国内外の学会、会議等への積極的参加 ・労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に研究員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズを把握しているか。 <p>ウ 国内外の学会、会議等への積極的参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数の役職員が労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に積極的に参加し、労働現場のニーズの把握に努めた。 <p>以上のように、研究所主催の講演会、企業、団体等による</p>	<p>診察と職歴等の臨床データ等と研究所が保有する労働災害防止に係る基礎・応用研究が相互に活用できることにより、連携効果が期待される。特に統合効果を最大限発揮できる研究として、行政と協議の上、過労死等、アスベスト、メンタルヘルス、せき損、産業中毒の5分野を重点研究と定めたところであり、平成28年度以降、当該分野での研究の着実な実施と成果が求められる。</p> <p>一方、これまで研究所において取り組んできた労働現場のニーズの把握については、統合によってその取組が後退することがないよう、調査研究体制の維持を求めるものである。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>特になし。</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>特になし。</p>
--	--	--	---	---	--

		<p>努める。</p> <p>数は延べ 1,337 人、国外学会への参加人数は延べ 219 人であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客員研究員・フェロー研究員交流会を開催し、研究所の現状を報告するとともに、平成 28 年度から開始される重点研究 5 課題のうち、過労死等、メンタルヘルス、アスペスト、産業中毒の 4 種類について岡山労災病院及び東京労災病院などから講演者を招いて研究動向等について情報交換を行った。 ・産業医科大学との研究交流会を開催し、施設見学会、研究発表会、討論、意見交換を行った。 	<p>る研究所見学、業界・事業者団体等の講演会、シンポジウム及び研究会への参加、個別事業場訪問、行政との連絡会議などあらゆる機会を利用して労働場のニーズや関係者の意見を積極的に把握した。</p> <p>これらを踏まえ B と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし。</p>	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1—2	労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施				
業務に関する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2－1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	法第3条、第12条第1項第3号	
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」、近年、我が国において過労死等が多発し、大きな社会問題となっていること等から議員立法による「過労死等防止対策推進法」（平成26年法律第100号）が平成26年6月に成立した。本法において、過労死等の防止のための対策は、過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に活かすこと等により行わなければならないとされ、同対策として、国は過労死等に関する実態の調査、過労死等の効果的な防止に関する研究等の調査研究等を行うものとされ、過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究等を行う労働安全衛生総合研究所が主要な役割を担うこととされているため。また、東日本大震災での災害復旧工事等を対象とした労働災害防止のための調査研究では、安衛研が重要な役割を担うことが期待されているため。		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383	

2. 主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間平均値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
プロジェクト研究課題数		11.6 課題	13 課題	13 課題	12 課題	11 課題	8 課題	予算額（千円）	—	—	—	—	—
基盤的研究課題数		65 課題	37 課題	41 課題	37 課題	48 課題	49 課題	決算額（千円）	—	—	—	—	—
行政要請研究課題数		13 課題 (行政支援研究)	10 課題	7 課題	8 課題	9 課題	11 課題	経常費用（千円）	—	—	—	—	—
								経常利益（千円）	—	—	—	—	—
								行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
								従事人員数（人）	—	—	—	—	—

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
2 労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施 上記 1 により把握した現場のニーズや実態及び行政課題を踏まえて、研究課題・テーマの選定への反映を的確に行うとともに、研究所の社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。 研究業務の実施に当たっては、労働現場のニーズや実態、社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査した上で必要性の高いものに限定し、プロジェクト研究により一層重点化を図ること。その際には、基盤的研究の位置付けについて、将来に向けての創造的、萌芽的研究としての戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者を活用するなどにより業務内容を厳選すること。 また、より効果	2 労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施 上記 1 により把握した現場のニーズや行政課題、さらには労働安全衛生重点研究推進協議会が取りまとめた労働安全衛生研究戦略(平成 22 年 10 月)等を踏まえつつ、以下の調査研究を実施する。 なお、研究業務の実施に当たっては、基盤的研究の戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者の意見等も参考にして、将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を重視して厳選することにより、プロジェクト研究への一層の重点化を図る。 また、下記 3 に	<主な量的指標> 研究課題数 <その他の指標> なし <評価の視点> ・行政ニーズ及び社会的ニーズを明確にした上で、適切な対応を行っているか。	<主要な業務実績> 2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究業務の実施 ・業界団体や行政等からの調査研究要望を踏まえて、行政ニーズ及びプロジェクト研究課題等の研究計画に反映させて調査研究を実施した。 ①プロジェクト研究のうち、「作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防対策技術の研究」等 2 課題について、震災対応研究として研究対象の重点化を図った。 ②基盤的研究については、年度計画を変更し、東日本大震災の復旧・復興工事における労働災害の防止等を目的に「がれき処理、解体工事における労働災害の分析と対策の検討」等 4 課題を年度途中に開始した。 ③行政要請研究として「除染作業における内部被ばく線量管理のための浮遊粉じん濃度評価手法」等を実施するとともに、厚生労働省の要請を受け、労働災害分析を行うなど、緊急の要請に的確に対応した。 また、下記 3 に	<自己評価> 評定 : A	評定 A	評定 A	<評定に至った理由> 労働現場のニーズ及び行政ニーズに基づき、中期計画期間 4 年目までに、プロジェクト研究延べ 49 課題を実施し、研究員・人員を重点的に投入している。 また、これらプロジェクト研究については、内部・外部の研究評価を通じ、的確な目標設定や計画の見直し等研究計画への反映を行うことにより高い研究成果を上げている。 さらに、労働災害を防止するために必要な基盤技術の高度化に資するものとして、長期的視点から実施する必要のある基盤的研究については、4 年間を通じて、延べ 163 課題について取り組んでいる。これらの課題設定においては、労働災害の発生動向や現場のニーズを十分に踏まえるとともに、プロジェクト研究への発展を視野に入れたテーマを実施するなど、その成果をプロジェクト研究につなげられるような取組がなされている。 行政要請研究として 4 年間を通じて計 23 件行っている調査研究については、行政からの要請に対し迅速かつ的確に実施している。特に、「車両系建設機械に起因する労働災害の分析と対策の検討」は建設物の解体工事への導入が進み労働災害が増加していた新たな解体用機械を車両系建設機械として規制する労働安全衛生規則の改正に活用され、「災害調査復命書及び労働者死傷病報告に基づく災害分析調査と労働災害防止対策に関する研究」は、災害が多発していた食品加工機械を新たに規制する労働安全衛生規則の改正に活用され、さらに、「足場の組立・解体時における設備的墜落防止対策に関する調査研究」も労働安全衛生規則の改正に活用されるなど、産業現場における労働災害リスクに的確に対応した成果を上げていることは高く評価できる。 ・さらに、23 年 3 月に発生した東日本大震災への復旧・復興工事における労働災害の防止のため、がれき処理、解体工事における労働災害の分析と対策の検討等重要課題を基盤的研究として、除染作業における内部被ばく線量管理のための浮遊粉じん濃度評価手法等を行政基盤研究として機動的に開始しており、未曾有の震災に対し、労働者の	<評定に至った理由> 中期計画期間中の 26 年 6 月に、過労死を取り巻く社会情勢を受けて、議員立法により過労死等防止対策の推進法が成立、施行された。同法において国が取り組まなければならない対策として盛り込まれている「過労死等に関する実態の調査等を含む調査研究」は、極めて重要なものであるとともに、労災認定事案等の膨大な資料を収集し統計的手法を用いた分析研究による実態解明や 10 年間の職域コホート調査に基づく疫学研究の実施、労働負荷と健康影響との関連性に係る医学的・保健的研究の実施が求められており、相当な組織体制が求められるものであるが、研究所においては、同年 11 月 1 日、医師や労働分野の見識を有する産業保健の専門家からなる過労死等調査研究センターを設置し、研究に着手している。また、平成 27 年度には、厚労省からの受託研究「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全研究」を新たに開始しており、同研究には、専任研究員 3 名、併任研究員 11 名を配置し、平成 22 年 1 月～平成 27 年の労災認定事案の調査復命書約 3,500 件をデータベース化し、それをクロス的に抽出・統計を可能にするとともに、データベースを基に疫学研究（労働者の長期間の追跡調査）及び実験研究（長時間労働と循環器負担のメカニズム）へと繋げている。さらに、自殺予防対策センター等の研究機関との共同・連携も図っているものであり、高く評価できる。 また、23 年 3 月には東日本大震災が発生し、当該大震災への復旧・復興工事における労働災害の防止のため、①原発復旧作業者の防暑に係る予防対策技術等の研究をプロジェクト研究として、②がれき処理、解体工事における労働災害の分析と対策の検討等重要課題及び③補修工事における屋根、建物からの墜落災害防止に関する研究を基盤的研究として、④除染作業における内部被ばく線量管理のための浮遊粉じん濃度評価手法等を行政基盤研究として機動的に開始しており、未曾有の震災に対し、労働者の

<p>的・効率的な調査研究を実施する観点から、他の研究機関等の行う研究との重複の排除を行うとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努めること。</p> <p>(1) プロジェクト研究</p> <p>次に示す研究の方針に沿って、プロジェクト研究(研究の方向性や現下の災害発生状況等を踏まえ、次に示すプロジェクト研究を順次実施するとともに、研究成果や社会的要請の変化等を踏まえ、これに対応するためのプロジェクト研究が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。</p> <p>なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に応じ、研究計画の見直し、下記3に示す評価を受けて当該研究を機動的に実施する。</p> <p>なお、プロジェクト研究の立案、実施に当たっては、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を含</p>	<p>示す内部及び外部の研究評価の実施等を通じて、他の研究機関等の行う研究との重複を排除するとともに、産業全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努める。</p> <p>(1) プロジェクト研究</p> <p>中期目標において示された研究の方向性や現下の災害発生状況等を踏まえ、次に示すプロジェクト研究を順次実施するとともに、研究成果や社会的要請の変化等を踏まえ、これに対応するためのプロジェクト研究を見直し、下記3に示す評価を受けて当該研究を機動的に実施する。</p> <p>なお、プロジェクト研究の立案、実施に当たっては、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を含</p>	<p>・過労死等防止対策推進法の平成26年11月1日の施行を受け、同日に過労死等調査研究センターを設置し、過労死等の調査研究を開始した。</p> <p>(1) プロジェクト研究</p> <p>中期目標において、研究の方向及び明確な到達目標が定められているか。</p> <p>・プロジェクト研究について、重点的に研究資金及び研究要員を投入しているか。</p> <p>・各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。</p> <p>・研究費総額に占めるプロジェクト研究の研究費が占める割合は5年間の平均で70%であり、これらの研究に平均85人の研究員を投入した。</p>	<p>(1) プロジェクト研究</p> <p>・独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期計画(以下「中期計画」という。)に基づいてプロジェクト研究を実施した。中期目標期間中、新たに開始した課題は14課題であった。</p> <p>・プロジェクト研究、基盤的研究とともに、上記の点に留意することにより適切な実施を図った。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を内部評議会で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。</p> <p>・プロジェクト研究の立案、実施に当たって、労働災害の減少数値を具体的な到達目標とすることは困難であったが、研究課題の選定にあたっては、労働災害、健康障害が</p>	<p>価手法等を行政基盤研究として機動的に開始している。</p> <p>また、26年度においては、過労死を取り巻く社会情勢を受けて、議員立法により過労死等防止対策の推進法が成立、施行された。同法において国が取り組まなければならない対策として盛り込まれている「過労死等に関する実態の調査等を含む調査研究」は、極めて重要なものであるとともに、労災認定事案等の膨大な資料を収集し統計的手法を用いた分析研究による実態解明や10年間の職域コホート調査に基づく疫学研究の実施、労働負荷と健康影響との関連性に係る医学的・保健的研究の実施が求められており、相当な組織体制が求められるものであるが、研究所においては、11月1日、医師や労働分野の見識を有する産業保健の専門家からなる過労死等調査研究センターを設置し、研究に着手している。これらは、中期計画期間を通じて、研究所の使命である行政・社会的ニーズの高い調査研究を迅速に開始していると評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標を上回ることが見込まれることから、評定をAとした。</p> <p>＜今後の課題＞</p> <p>平成28年4月に予定されている労働者健康福祉機構との統合に当たっては、参議院厚生労働委員会による附帯決議により、安衛研が持つ労働災害防止の基礎・応用研究機能と労災病院の持つ臨床研究機能との一体化による研究の充実など、統合による相乗効果の最大限発揮と、研究所の調査研究業務については、両法人の統合により後退することがないよう十分な体制を維持するため措置を講ずることが求められている。</p> <p>これを踏まえ、統合後の研究所の研究については、統合による相乗効果を最大限発揮するよう、労災病院の持つ臨床研究機能との一体化による研究として、例えは病歴・職歴データを活用した化学物質による健康障害に係る調査研究など、いくつかの研究分野について法人の両研究部門が一体的に取り組む研究を開始するなど、より高い統合効果が得られる取組が求められる。さらに、統合法人においては、労働安全衛生法第57条の5に規定する、化学物質の有害性調査を実施することとしており、同調査を研</p>	<p>災害予防及び健康保持に関する調査・研究という研究所の本来の役割を全うするため、当初の研究計画を変更し、関連する分野において、迅速かつ的確に研究を実施したことは高く評価できる。</p> <p>なお、これらの過労死等調査研究センターの設置及び研究並びに東日本大震災の復旧・復興工事における労働災害の防止のための調査・研究については、当初、中期計画では想定していなかったもので、研究所において、労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を的確に捉えて、迅速に対応し、重点的な研究を実施したものである。</p> <p>プロジェクト研究については、労働現場のニーズ及び行政ニーズに基づき、中期計画期間中の各年度計画で定めた課題数どおりの延べ57課題を設定し、研究員・人員を重点的に投入するとともに、内部・外部の研究評価を通じ、的確な目標設定や計画の見直し等研究計画への反映を行うことにより高い研究成果を上げている。</p> <p>労働災害を防止するために必要な基盤技術の高度化に資するものとして、長期的視点から実施する必要のある基盤的研究については、中期計画期間中の各年度計画で定めた課題数(延べ187課題)の113%の212課題に取り組むとともに、これらの課題設定においては、労働災害の発生動向や現場のニーズを十分に踏まえて、プロジェクト研究への発展を視野に入れたテーマを実施するなど、その成果をプロジェクト研究につなげられるような取組がなされている。</p> <p>行政要請研究については、中期計画期間中に計45件の調査研究を実施して、行政からの要請に対し迅速かつ的確に対応している。特に、「車両系建設機械に起因する労働災害の分析と対策の検討」は建設物の解体工事への導入が進み労働災害が増加していた新たな解体用機械を車両系建設機械として規制する労働安全衛生規則の改正に活用され、「災害調査復命書及び労働者死傷病報告に基づく災害分析調査と労働災害防止対策に関する研究」は、災害が多発していた食品加工機械を新たに規制する労働安全衛生規則の改正に活用され、さらに、「足場の組立・解体時における設備的墜落防止対策に関する調査研究」も労働安全衛生規則の改正に活用されるなど、産業現場における労働災害リスクに的確に対応した成果</p>
---	--	---	--	---	--

ア 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究 (内容略)	値目標を含む到達目標を定める。 (研究課題略)	む到達目標を定めているか。 ・効率的な研究への取り組みがなされているか。		多発する業種等の対策への寄与が大きいと見込める課題の選定に努めた。	究所の行う基礎・応用研究の充実に活用するような取組が求められる。 一方、これまで研究所において取り組んできた労働災害防止に係る調査研究業務については、安全衛生施策の的確な推進に不可欠であることから、両法人の統合により後退することがないよう十分な体制を維持した上で、引き続きその研究の質及び量において相当の取組が求められるものである。 <その他事項> なし。	を上げていることは高く評価できる。																														
イ 産業現場における危険・有害性に関する研究 (内容略)						本項目の指標については、達成目標は定めていないが、指標の実績値は、達成度 120%を満たしていない。しかしながら、中期目標に定められていない過労死防止対策に係る研究及び東日本大震災に伴う復旧・復興工事における労働災害の防止のための研究において、人員や業務量を集中的に投入し、質的に優れた研究を実施していることから、総合的に勘案すればA評定が妥当である。																														
ウ 職場のリスク評価とリスク管理に関する研究 (内容略)						<今後の課題> 平成 28 年 4 月の(独)労働者健康福祉機構との統合に当たっては、参議院厚生労働委員会による附帯決議により、安衛研が持つ労働災害防止の基礎・応用研究機能と労災病院の持つ臨床研究機能との一体化による研究の充実など、統合による相乗効果の最大限発揮と、研究所の調査研究業務については、両法人の統合により後退することがないよう十分な体制を維持するため措置を講ずることが求められている。																														
(2) 基盤的研究 将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究を戦略的に実施すること。	(2) 基盤的研究 科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向等を踏まえ、また、労働安全衛生研究戦略で示された優先 22 研究課題を参考として、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を実施すること。	・基盤的研究は、行政ニーズ及び社会的ニーズに対応できるよう、研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究として実施されているか。	(2) 基盤的研究 ・基盤的研究は各年度とも次のとおり計画数を上回る課題数の研究を行った。 <table border="1"><thead><tr><th>年</th><th>23</th><th>24</th><th>25</th><th>26</th><th>27</th></tr></thead><tbody><tr><td>計</td><td>36</td><td>34</td><td>33</td><td>40</td><td>44</td></tr><tr><td>画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>実</td><td>37</td><td>41</td><td>37</td><td>48</td><td>49</td></tr><tr><td>績</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	年	23	24	25	26	27	計	36	34	33	40	44	画						実	37	41	37	48	49	績						・基盤的研究についても、プロジェクト研究と同様、研究計画書を作成することにより適切な実施を図った。また、全ての研究課題について、内部評価会議で評価し、その結果を予算配分等に反映させた。 また、プロジェクト研究と同様、研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切な実施を図った。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を内部評価会議で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。	これを踏まえ、統合後の研究所の研究については、統合による相乗効果を最大限発揮するよう、労災病院の持つ臨床研究機能との一体化による研究として、行政と協議の上、重点研究 5 分野(過労死等、アスベスト、メンタルヘルス、せき損、産業中毒)を定めたところであり、平成 28 年度以降、当該分野での研究の着実な実施と成果が求められる。さらに、統合法人においては、労働安全衛生法第 57 条の 5 に規定する、化学物質の有害性調査を実施することとしており、同調査を研究所の行う基礎・応用研究の充実に活用するような取組が求められる。 一方、これまで研究所において取り組んできた労働災害防止に係る調査研究業務については、安全衛生施策の的確な推進に不可欠であることから、両法人の統合により後退することがないよう十分な体制を維持した上で、引き続きその研究の質及び量において相当の取組が求められるものである。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (有識者からの意見) ・安衛研の研究による最大の受益者である労働者
年	23	24	25	26	27																															
計	36	34	33	40	44																															
画																																				
実	37	41	37	48	49																															
績																																				

	(3) 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究を実施すること。	(3) 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づく調査研究を迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出する。	・行政要請研究について、迅速かつ的確に実施し、中期目標期間中のべ 45 課題の調査研究を実施し、適宜、報告書を提出し、これらの結果が、労働安全衛生法の改正に反映されるなどしているか。	(3) 行政要請研究 ・行政からの要請を受けて、迅速かつ的確に実施し、これらの結果が、労働安全衛生法の改正に反映されるなどした。	・行政要請研究については、迅速かつ的確に実施し、これらの結果が、労働安全衛生法の改正に反映されるなどした。 以上のように、労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施している。 特に、過労死等防止対策推進法において重要な柱と位置付けられた調査研究業務を、内部組織を新設して業務を開始し、平成 27 年度からは政府の受託研究として「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」を実施した。これは、中期計画において明示されていなかった成果である。 これらを踏まえ、A と評価する。	からのアウトカム評価について、(直接的な評価は、無理であったとしても) 説明がされていない。 ・ガバナンスについて、恐らく、研究所はエフォート率のような形で 1 人当たりのマンパワーを割くというような管理をされていると思うが、それが提示されていない。例えば、東日本大震災に伴い生じた研究について、柔軟に対応したことであるが、エフォートの修正に関する説明が無いため、どのくらい頑張ったのかということが実際に分からない。
6 化学物質等の有害性調査の実施 中期目標期間中ににおいて、労働安全衛生法第 57 条の 5 に規定する化学物質の有害性の調査の実施体制について検討すること。 また、化学物質等の有害性調査の知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努めること。	6 化学物質等の有害性調査の実施 労働安全衛生法第 57 条の 5 に規定する化学物質の有害性の調査の実施体制について検討する。 また、これまでの研究のノウハウと化学物質等の有害性調査から得られる知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努める。	6 化学物質等の有害性調査の実施 ・厚生労働省及び日本バイオアッセイ研究センターとの間での化学物質の有害性調査の実施体制のあり方等についての検討は、国における独立行政法人の制度・組織改革見直しの検討に伴い中断したが、労働者健康福祉機構との統合が決定され、統合法人において化学物質の有害性調査を実施することとされたことを受け、同調査結果の研究への更なる活用の検討を開始した。			<問題と対応> なし。	<その他事項> 特になし。

4. その他参考情報

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－3	研究評価の実施及び評価結果の公表				
業務に関連する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2－1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。			当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	法第3条、第12条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—			関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383

2. 主要な経年データ							
(① 主要なアウトプット(アウトカム)情報							
指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 平均値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
総合業績優秀研究員表彰者数	—	原則2名	2名	2名	4名	2名	3名
研究業績優秀研究員表彰者数	—	原則2名	2名	2名	2名	4名	3名
若手総合業績優秀研究員表彰者数	—	原則2名	2名	2名	2名	3名	2名
外部研究評価	外部評価の結果等の公表について、当該評価結果の報告を受けた日から3ヶ月以内に行う。	外部評価の結果等の公表について、当該評価結果の報告を受けた日から3ヶ月以内に行う。	○	○	○	○	○

(② 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
予算額(千円)	—	—	—	—	—		
決算額(千円)	—	—	—	—	—		
経常費用(千円)	—	—	—	—	—		
経常利益(千円)	—	—	—	—	—		
行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—	—		
従事人員数(人)	—	—	—	—	—		

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
3 研究評価の実施及び評価結果の公表 研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国的研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 20 年 10 月 31 日内閣総理大臣決定)等に基づき、次に示す研究評価を実施する。 て第三者による評価を実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。研究成果の評価にあたっては、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等いわゆる研究成果のアウトカムについて、追跡調査による評価を新たに実施する。 ても、研究の内容に応じて具体的な数値で目標を示すなどし、その達成度を厳格に評価すること。 なお、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で評価すること。	3 研究評価の実施及び評価結果の公表 「国的研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 20 年 10 月 31 日内閣総理大臣決定)等に基づき、次に示す研究評価を実施する。 なお、プロジェクト研究を対象として、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等について追跡調査による評価を新たに実施する。 また、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で評価しているか。 (1) 内部研究評価の実施 研究業務を適切に推進するため、原則として、すべての研究課題について内部評価を行い、その結果を研究管理に	<p><主な量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 外部評価の結果及びその研究への反映に関する公表については、当該評価結果の報告を受けた日から 3 ヶ月以内に行う。 なお、平成 25 年度には、「国的研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 24 年 12 月 6 日内閣総理大臣決定)に基づき、次に示す研究評価を実施する。 なお、プロジェクト研究を対象として、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等について追跡調査による評価を新たに実施する。 また、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で評価しているか。 (1) 内部研究評価の実施 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 内部評価規程及び外部評価規程に基づき厳正に評価を行っており、また、外部評価結果については、期限内にホームページに公表している。 ・研究評価は、他の研究機関等の行う研究との重複の排除及び大学等との共同研究における研究所の貢献度を研究計画作成時に明確にさせた上で実施した。 ・共同研究について、研究所の貢献度を明確にした上で、評価しているか。 (1) 内部研究評価の実施 	<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 評定：B 内部評価規程及び外部評価規程に基づき厳正に評価を行っており、また、外部評価結果については、期限内にホームページに公表している。 ・研究評価は、他の研究機関等の行う研究との重複の排除及び大学等との共同研究における研究所の貢献度を研究計画作成時に明確にさせた上で実施した。 ・共同研究について、研究所の貢献度を明確にした上で、評価しているか。 ・内部評価規程に基づき、12 課題について追跡評価を実施した。 ・内部評価において、研究計画作成時に、研究の重複の排 	<p>評定</p> <p>評定に至った理由</p> <p>第 2 期中期計画期間 1 年目である平成 23 年度から、内部評価及び第 3 者委員会による外部評価が適切に実施され、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表している。</p> <p>特に、平成 25 年度から、外部評価規程を改正し、内部評価の客觀性・公正性を評価項目に加えるとともに、研究計画策定時に重複研究を排除したり、共同研究における研究所の貢献度を明確にする努力を行っている。</p> <p>さらに、平成 25 年度から、内部評価規程を改正し、安衛法令等への反映や労働災害減少への貢献度に係る追跡評価を開始している。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標の達成が見込まれることから、評定は B とした。</p> <p><今後の課題></p> <p>平成 28 年 4 月に予定されている労働者健康福祉機構との統合に当たっては、参議院厚労委員会による附帯決議により、安衛研が持つ労働災害防止の基礎・応用研究機能と労災病院の持つ臨床研究機能との一体化による研究の充実など、統合による相乗効果の最大限発揮と、研究所の調査研究業務については、両法人の統合により後退することがないよう十分な体制を維持するための措置を講ずることが求められている。</p> <p>これを踏まえ、統合後の研究所の研究に係る内部評価及び外部評価については、統合による相乗効果を最大限発揮するような、法人の両研究部門が一体的に取り組む研究を評価する項目を追加して行うなど、より高い統合効果を得るための取組が求められる。</p> <p><その他事項></p> <p>なし。</p>	<p>B</p> <p>評定に至った理由</p> <p>第 2 期中期計画期間 1 年目である平成 23 年度から、内部評価及び第 3 者委員会による外部評価が適切に実施され、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表している。</p> <p>特に、平成 25 年度から、外部評価規程を改正し、内部評価の客觀性・公正性を評価項目に加えるとともに、研究計画策定時に重複研究を排除したり、共同研究における研究所の貢献度を明確にする努力を行っている。</p> <p>さらに、平成 25 年度から、内部評価規程を改正し、安衛法令等への反映や労働災害減少への貢献度に係る追跡評価を開始している。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標を達成していると評価できることから、評定を B とした。</p> <p><今後の課題></p> <p>平成 28 年 4 月の（独）労働者健康福祉機構との統合に当たっては、参議院厚労委員会による附帯決議により、安衛研が持つ労働災害防止の基礎・応用研究機能と労災病院の持つ臨床研究機能との一体化による研究の充実など、統合による相乗効果の最大限発揮と、研究所の調査研究業務については、両法人の統合により後退することがないよう十分な体制を維持するための措置を講ずることが求められている。</p> <p>これを踏まえ、統合後の研究所の研究に係る内部評価及び外部評価については、統合による相乗効果を最大限発揮するような、法人の両研究部門が一体的に取り組む研究を評価する項目を追加して行うなど、より高い統合効果を得るための取組が求められる。</p> <p><その他事項></p> <p>なし。</p>	

	<p>いて、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する評価を定期的に実施し、評価結果を研究管理に反映させる。</p>	<p>反映させているか。</p>	<p>き、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献(研究業務以外の業務を含む貢献)の観点からの個人業績評価を行った。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等、領域長及び役員による総合的な評価の仕組みの下で実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく総合業績優秀研究員(延べ 13 名)、研究業績優秀研究員(延べ 13 名)及び若手総合業績優秀研究員(延べ 11 名)を表彰し、研究員のモチベーションの維持・向上に役立てた。 ・研究課題について、公平性、透明性、中立性の高い評価を実施するため、事前評価では、目標設定、研究計画、研究成果の活用・公表、学術的視点等 5 項目、中間評価では研究の進捗及び今後の計画、行政的・社会的貢献度、研究成果の公表、学術的貢献度等 5 項目、終了評価では目標達成度、行政的・社会的貢献度、研究成果の公表、学術的貢献度等 5 項目について、それぞれ 5 段階の評価を行い、その結果を研究計画や予算配分等に反映した。また、追跡評価を試行的に実施した。 	<p>除に留意するとともに、共同研究における研究所の貢献度を明確にし、さらに貢献度実績を踏まえ研究評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての研究課題を対象に内部評価を実施し、研究課題の採否、研究計画の修正、研究予算の配分等に反映させた。 		
--	---	------------------	--	---	--	--

		<p>(2) 外部研究評価の実施</p> <p>ア 研究業務を適切に推進するため、プロジェクト研究について、研究課題の意義、研究計画の妥当性、研究成果等に関する外部の第三者による評価(事前・事後評価及び必要な場合は中間評価)を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト研究課題について、第三者(外部専門家)による事前・中間及び事後の評価を実施し、その結果を研究管理・業務運営に反映しているか。 	<p>(2) 外部研究評価の実施</p> <p>ア 外部評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部評価委員会においては、プロジェクト研究について、事前、中間、終了の各評価を行った。評価に当たっては、公平性、透明性、中立性の高いものとするため、内部評価と同一の項目についても、5 段階の評価を行うとともに、内部評価の客観性・公正性についても、5 段階の評価を行った。さらに評価結果を踏まえ、研究計画の再精査を行うなど研究管理、人事管理等に反映させた。 評価委員の内訳は、産業安全の学識経験者が 4 名、労働衛生の学識経験者が 6 名、経済界、法曹界の有識者がそれぞれ 2 名である(合計 14 名)。 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト研究について、第三者(外部専門家)による事前・中間・終了評価を実施し、その結果を踏まえて研究計画等の見直しを行った。 		
		<p>イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から 3 か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外部専門家による評価結果及び研究業務への反映状況について、当該評価結果の報告を受けた日から 3 か月以内にホームページ等に公表したか。 	<p>イ 外部評価の結果の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年度の外部評価の結果及び業務への反映については、報告書として取りまとめ、その全文を当該年度の年度内に研究所ホームページに公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価委員会を毎年 11 月から 12 月に開催し、委員からの意見の取りまとめが終了してから 3 か月以内に評価結果報告書を研究所ホームページで公表した。 <p>これらを踏まえ、B と評価する。</p> <p><課題と対応> なし。</p>		

4. その他参考情報

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1—4—1	労働安全衛生に関する法令、国内基準の制定改定への科学技術的貢献				
業務に関する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2－1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。			当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	法第3条、第12条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—			関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット(アウトカム)情報							② 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標	達成目標	基準値 (達成目標)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
基準の制定改定等への貢献	中期目標期間中50件 (10件／年)	11件 (累計21件)	10件 (累計39件)	18件 (累計53件)	14件 (累計73件)	20件	—	予算額(千円)	—	—	—	—	—
役職員が参画した国内外への基準制定に係る検討等の数	—	60件	64件	47件	57件	67件	84件	決算額(千円)	—	—	—	—	—
								経常費用(千円)	—	—	—	—	—
								経常利益(千円)	—	—	—	—	—
								行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—	—
								従事人員数(人)	—	—	—	—	—

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
4 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行うこと。 (1) 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制定・改定等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定等に積極的に貢献すること。 中期目標期間中ににおける労働安全衛生関係法令等への貢献については、50件以上とすること。	4 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行う。 (1) 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制定・改定等への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関する法令、JIS規格、ISO規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に参加し、専門技術と研究成果を提供しているか。 中期目標期間中ににおける労働安全衛生関係法令等への貢献については、50件以上とすること。	<主な量的指標> ・行政機関、公的機関、国際機関等からの要請に基づく、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定等への貢献を10件程度とすることを目標とする。 <評価の視点> ・行政等からの要請を踏まえ、国内外の労働安全衛生の基準制改定のための検討会議に参加し、専門技術と研究成果を提供しているか。 ・労働安全衛生関係法令等の制定等に貢献しているか。	<主要な業務実績> 4 成果の積極的な普及・活用 評定:A	<自己評価> 評定:A	評定 A <評定に至った理由> 国内外の基準制定への貢献として、研究成果が労働安全衛生関係法令等に反映されたものは平成23~26年度までの4年間の累計で53件となり、既に中期目標期間中の達成目標(50件)を達成しているところである。5年推計換算すると66件であり、目標を大きく上回る見込み(130%超)で推移していることは高く評価できる。 また、役職員が参画した国内外の基準制定・改定に係る検討会等の数は平成23~26年度までの4年間で年平均約59件となっており、基準値(年60件)をほぼ達成する見込みで推移していることは高く評価できる。 さらに、研究成果が反映された例を見ても、 ・足場からの墜落防止対策の強化に係る労働安全衛生規則の改正(全国の多くの建設現場の足場の組立て、解体等に影響を及ぼすもの) ・職場における腰痛予防対策指針(指針策定以来20年ぶりの改正。高齢社会にあって厳しさを増す介護従事者の腰痛予防対策の基盤的な指針となり得るもの) など、質の面でも、国の安全衛生水準向上に大きく寄与する改正に直結する研究成果を上げた貢献は高く評価できる。 以上を踏まえ、中期目標を上回ることが見込まれることから、評定をAとした。	評定 A <今後の課題> なし。	評定 A <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。
				<課題と対応> なし。	<その他事項> なし。	<その他事項> (有識者からの意見) (達成目標の基準の制定等への貢献の実績値)73件という件数は非常に高い成果であって、Aとするのは妥当である。	

			り、すでに目標を超えて いる。			
--	--	--	--------------------	--	--	--

4. その他参考情報

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
1—4—2	学会発表等の促進					
業務に関する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2－1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。				当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	法第3条、第12条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—				関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット(アウトカム)情報							
指標	達成目標	基準値 (達成目標)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
研究員一人あたり講演・口頭発表数	中期目標期間 20回 (4回/年)	中期目標 期間 20回 (4回/年)	4.7回	4.4回 (累計 9.1回)	4.2回 (累計 13.3回)	4.2回 (累計 17.5回)	4.1回 (累計 21.6回)
講演・口頭発表数計	—	355回	399回	364回	367回	355回	346回
研究員一人あたり論文発表等数	中期目標期間 10報 (2報/年)	中期目標 期間 10報 (2報/年)	4.6報	4.0報 (累計 8.6報)	4.1報 (累計 12.7報)	4.2報 (累計 16.9報)	3.8報 (累計 20.7報)
論文発表等数計	—	341報	357報	334報	355報	359報	319報
受賞件数 (学会発表等における受賞者数(延べ))	—	5.4件	9件 (18名)	7件 (9名)	6件 (10名)	16件 (20名)	13件 (21名)

② 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
予算額(千円)	—	—	—	—	—	—	—
決算額(千円)	—	—	—	—	—	—	—
経常費用(千円)	—	—	—	—	—	—	—
経常利益(千円)	—	—	—	—	—	—	—
行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—	—	—	—
従事人員数(人)	—	—	—	—	—	—	—

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価					
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)			
(2) 学会発表等の促進 中期目標期間中に における学会発表(事 業者団体における講 演等を含む。)及び論 文発表(行政に提出 する災害調査報告 書、その他国内外の 労働安全衛生に係る 調査報告書を含む。) の総数を、それぞれ 研究員一人あたり 20 回以上及び 10 報以 上とすること。	(2) 学会発表等の 促進 国内外の学会、 研究会、事業者団 体における講演会 等での口頭発表、 原著論文等の論文 発表(研究所刊行 の研究報告、行政 に提出する災害調 査報告書、労働安 全衛生に係る国内 外の調査報告書を 含む。)を積極的に 推進する。	<主な量的指標> ・研究員一人あたり、講演・口頭発表 20 回以上(4 回/年)とする。 ・研究員一人あたりの講演・口頭発表等は、5 年累計で 21.6 回)となつており、数値目標である研究員一人あたり 20 回を上回った。 ・51 件(延べ 78 名)の研究員が、安全工学会、土木学会、化学工学会、日本産業衛生学会等の論文賞等を受賞しており、質の高い水準が確保されている。 ・学会発表、事業者団体への講演、学術雑誌への論文発表、行政に提出する災害調査報告書、その他の国内外の労働安全衛生に係わる報告書の件数がそれぞれ中期目標の目標数値を達成できる状況にあるか。 ・学会発表及び学術雑誌へ発表した論文の質についても高い水準が確保されているか。	<主要な業務実績> (2) 原著論文、学会発表等の促進 ・研究員一人あたりの講演・口頭発表等は、5 年累計で 21.6 回)となつており、数値目標である研究員一人あたり 20 回を上回った。 ・51 件(延べ 78 名)の研究員が、安全工学会、土木学会、化学工学会、日本産業衛生学会等の論文賞等を受賞しており、質の高い水準が確保されている。 ・評定:A <評定の視点> ・学会発表、事業者団体への講演、学術雑誌への論文発表、行政に提出する災害調査報告書、その他の国内外の労働安全衛生に係わる報告書の件数がそれぞれ中期目標の目標数値を達成できる状況にあるか。 ・学会発表及び学術雑誌へ発表した論文の質についても高い水準が確保されているか。	<自己評価> 評定:A <評定の理由> 研究員一人当たりの講演・口頭発表数は 4 年累計で 17.5 回(5 年換算推計 21 回)と中期目標期間中の達成目標(20 回)を上回る見込みで推移していることは高く評価できる。 また、研究員一人当たりの論文発表等数については、既に累計で 16.9 報(5 年換算推計 21 報)となつており、中期目標期間中の達成目標(10 報)の 2 倍を超えて大幅に上回る見込みで推移していることは、高く評価できる。 さらに、化学工学会、日本産業衛生学会等において多くの論文賞等を受賞しており、受賞件数は平成 23 ~26 年度までの 4 年間の累計で 38 件(年平均 9.5 件)と、基準値(年 5.4 件)を大きく上回って推移しており、研究成果の質の面からも、高く評価できる。 以上を踏まえ、中期目標を上回ることが見込まれることから、評定を A とした。 <課題と対応> なし。	評定 <評定に至った理由> 研究員一人当たりの講演・口頭発表数は 4 年累計で 17.5 回(5 年換算推計 21 回)と中期目標期間中の達成目標(20 回)を上回る見込みで推移していることは高く評価できる。 また、研究員一人当たりの論文発表等数については、既に累計で 16.9 報(5 年換算推計 21 報)となつており、中期目標期間中の達成目標(10 報)の 2 倍を超えて大幅に上回る見込みで推移していることは、高く評価できる。 さらに、化学工学会、日本産業衛生学会等において多くの論文賞等を受賞しており、受賞件数は平成 23 ~26 年度までの 4 年間の累計で 38 件(年平均 9.5 件)と、基準値(年 5.4 件)を大きく上回って推移しており、研究成果の質の面からも、高く評価できる。 以上を踏まえ、中期目標を上回ることが見込まれることから、評定を A とした。 <今後の課題> なし。	A	評定 <評定に至った理由> 本中期目標期間中の研究員一人当たりの講演・口頭発表数は、21.6 回と中期目標期間中の達成目標(20 回)の 108%となっていることは評価できる。 本中期目標期間中の研究員一人当たりの論文発表等数については、20.7 報となっており、中期目標期間中の達成目標(10 報)の 2 倍を超えて大幅に上回った現状を踏まえ、より妥当な目標値について検証したところ、前中期目標期間中の実績が「19.8 報」(1,705 報(累計論文発表数)/86(平均研究員数))であったことから、当該実績値と比較すると、研究員一人当たりの論文発表等数達成度実績は 105%となる。 なお、化学工学会、日本産業衛生学会等において多くの論文賞等を受賞しており、本中期目標期間中に 51 件(年平均 10.2 件)と、基準値(年 5.4 件)の 189%を達成していることは、研究成果の質の面から高く評価できる。 以上を踏まえ、中期目標を達成していると評価できることから、評定を B とした。	B	評定 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。	評定 <その他事項> 特になし。	評定 <その他事項> 特になし。

4. その他参考情報

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1—4—3	インターネット等による調査及び研究成果情報の発信				
業務に関する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2－1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。			当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	法第 3 条、第 12 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	—			関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標	達成目標	基準値 (達成目標)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
HP アクセス件数	65 万件 (中期目標期間 325 万件)	65 万件 (中期目標期間 325 万件)	96 万件	136 万件 (累計 232 万件)	195 万件 (累計 427 万件)	160 万件 (累計 587 万件)	138 万件 (累計 725 万件)
メールマガジン発行頻度	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回
メールマガジン配信先件数 (月平均)		638 件	1,097 件	1,302 件	1,725 件	1,975 件	2,123 件
一般誌等への寄稿件数		48 件	69 件	108 件	113 件	101 件	121 件
新聞・TV 等への取材協力件数		18 件	19 件	25 件	27 件	23 件	14 件

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
予算額（千円）	—	—	—	—	—		
決算額（千円）	—	—	—	—	—		
経常費用（千円）	—	—	—	—	—		
経常利益（千円）	—	—	—	—	—		
行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—		
従事人員数（人）	—	—	—	—	—		

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。また、調査及び研究の成果を国民に理解し、及び活用しやすい形式に加工した上で、研究所ホームページや一般誌などでこれを積極的に公表し、事業場等でのその利用を促進すること。 なお、中期目標期間中における研究所ホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数については、325万回以上すること。	(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ア 調査及び研究の成果については、原則として、その概要等を研究所ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラストの挿入等に努める。	<p><主な量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H P 上の「研究業績・成果」、「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」へのアクセス件数を年間 65 万回程度の目標とする。 ・ メールマガジンを毎月 1 回発行する。 <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究の成果を研究所のホームページ上で公開しているか。国民に理解しやすく、活用しやすいものとなっているか。 ・ 調査研究の成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を発行したり、調査研究の成果を一般誌等に積極的に寄稿しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>(3) インターネット等による研究成果情報の発信</p> <p>ア 研究成果の公開</p> <p>・ 研究所ホームページ上の「研究業績・成果」、「刊行物」（「 Industrial Health」、「労働安全衛生研究」等）へのアクセス件数はのべ 725 万件となり、既に中期目標期間中の目標 325 万件の 2.2 倍となった。</p> <p>・ 親しまれる研究所ホームページをコンセプトとして、内容の充実に努めた。</p> <p>・ 研究結果をはじめ、技術指針などを随時公表し、研究成果等の広報を図った。</p> <p>・ 研究成果のより分かりやすい普及等のため、一般誌等に積極的に寄稿し、その件数は中期目標期間中の合計で 520 件であった。また、新聞、TV 取材等にも適切に対応し、その件数は 108 件であった。</p> <p>・ 親しまれる研究所ホームページをコンセプトとして、内容の充実に努め、研究所が刊行する国際学術誌「 Industrial Health」、和文学術誌「労働安全衛生研究」、特別研究報告等の掲載論文、技術資料等の研究成果の全文を公開するとともに、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開した。</p> <p>・ 和文学術誌「労働安全衛生研究」についても、引き続き、「 Industrial Health 」と同様、J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)で公開した。</p>	<p><自己評価></p> <p>評定：A</p> <p>評定：A</p> <p>評定：A</p> <p>評定：A</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p>評定</p> <p>A</p> <p>評定</p> <p>A</p> <p>評定</p> <p>A</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>HP アクセス数が中期目標の目標件数の 325 万件の 1.8 倍を超えていることは、閲覧者に配慮したホームページのデザインの見直しや英語による情報発信等ホームページのアクセスを増やす取組の成果と考えられ高く評価できる。</p> <p>また、毎月メールマガジンを発行し、着実に読者を増やしたこと、読者を増やすために講演会等の機会を捉えて積極的な PR を行うとともに、読者にとって有益な最新の研究成果を提供するほか、ホームページのアンケート調査も行うなど研究成果情報を効果的に発信するために精力的に活動したことも評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標を上回ることが見込まれることから、評定を A とした。</p> <p><今後の課題></p> <p>なし。</p> <p><その他事項></p> <p>なし。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>HP アクセス数が中期目標の目標件数の 325 万件の 2.2 倍となっている。研究所の H P については、25 年度の改修により、それ以降（25～27 年度）のアクセス数が年平均 164 万件と以前と比べ大きく伸びていることから、改修が大きな効果を上げたと評価できる。一方で、当中期期間中には、端末普及も含めたインターネットの普及という外的な要因もある。目標表記の設定については、改善の余地があると考える。</p> <p>なお、毎月メールマガジンを発行し、着実に読者を増やしたこと、読者を増やすために講演会等の機会を捉えて積極的な PR を行うとともに、読者にとって有益な最新の研究成果を提供するほか、ホームページのアンケート調査も行うなど研究成果情報を効果的に発信するために精力的に活動したことは評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標を達成していると評価できることから、評定を B とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><今後の課題></p> <p>特になし。</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の復旧・復興工事の労働災害防止に資するため、研究所ホームページの震災関連情報コーナーを現在も継続している。 ・平成 26 年度には、閲覧者が目的とする情報に素早くアクセスできるようページの内容や構成等を見直した新しいホームページを公開した。新しいホームページは、メニュー表示を工夫し、より少ないクリック数で情報にたどり着けるようにした。 ・また、同じく英語版ホームページでの情報公開内容を見直し、新しいホームページを制作し公開した。 ・イベント等は開催告知だけでなく、終了後の開催報告も早期のタイミングでホームページに掲載した。 <p>イ 特別研究報告(SRR)等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。また、メールマガジンを毎月 1 回発行し、研究所の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生総合研究所年報を毎年発行するとともに、ホームページで公開した。 <p>イ 年報、メールマガジン等を発行し、関係労働安全衛生機関、産業界への研究成果の広報を図っているか。</p> <p>・メールマガジンを毎月 1 回発行し、定期的に広報しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安衛研ニュース(メールマガジン)の内容の充実を図るとともに、月 1 回定期的に発行し、研究成果の広報を積極的に行なった。 ・閲覧者が目的とする情報に素早くアクセスできるようページの内容や構成等を見直した新しいホームページを公開した。 <p>インターネット等による調査及び研究成果情報の発信に</p>	
--	--	--	--	---	--

			<p>終了したプロジェクト研究について、その研究成果の広報を図った。</p> <p>ウ　技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術指針、技術資料を刊行し、研究所ホームページに全文掲載した。 ・一般誌等に 512 件の論文・記事を寄稿し、研究成果のより分かりやすい普及等に積極的に努めた。 ・国内のテレビからの取材のほか、新聞・雑誌等からの取材 108 件に協力した。 <p>エ　ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにしているか。</p>	<p>については、中期目標に定められたホームページへのアクセス件数に係る目標を 3 年間で上回っており、引き続き以上のように積極的に取り組んだ。</p> <p>これらを踏まえ、A と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし。</p>	
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報													
1—4—4		講演会等の開催											
業務に関する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2－1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。							当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	法第3条、第12条第1項第3号				
当該項目の重要度、難易度	—							関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383				
2. 主要な経年データ													
指標	達成目標	基準値(達成目標)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
講演会等開催数(参加者数)計	3回以上	3回以上	8回 (1,453名)	7回 (1,207名)	7回 (1,457名)	9回 (2,943名)	8回 (2,993名)	予算額(千円)	—	—	—	—	—
安全衛生技術講演会			3回 (609名)	3回 (558名)	3回 (527名)	2回 (447名)	2回 (353名)	決算額(千円)	—	—	—	—	—
一般公開			2回 (292名)	2回 (495名)	2回 (481名)	2回 (508名)	2回 (480名)	経常費用(千円)	—	—	—	—	—
安全衛生技術講演会(アンケート結果「良かった」以上の割合)	75%以上	75%以上	79%(対参加者比)	84%(対参加者比)	76%(対参加者比)	81%(対参加者比)	75%(対参加者比)	経常利益(千円)	—	—	—	—	—
								行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—	—
								従事人員数(人)	—	—	—	—	—

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
(4) 講演会等の開催 調査及び研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。	(4) 講演会等の開催 ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年平均3回設け、発表・講演を行う。	<主な量的指標> ア 安全衛生技術講演会等の開催 ・研究成果の普及を目的とし、職場における産業安全・労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演として研究所が開催する講演会を3回以上設けるほか、他機関との共催等を推進する。 ・安全衛生技術講演会への参加について対するアンケート調査において、講演会が「良かった」又は「非常に良かった」とする割合が75%以上となること。 <その他の指標> なし <評価の視点> ・研究所主催の職場の安全衛生関係者を対象とした講演会を年3回以上開催しているか、このうち他機関との共催はどの程度実施したか。	<主要な業務実績> (4) 講演会等の開催 ア 安全衛生技術講演会等の開催 ・講演会等の開催件数は、のべで安全衛生技術講演会13回、研究所の一般公開10回、民間機関との共催による講習会を11回実施した。 「これから労働安全衛生管理」といった広く関心を持たれるテーマを選び、研究員を主たる講師として講演を行った。企業の管理者・安全衛生担当者を中心に約2,351名の参加者がいた。参加者へのアンケート調査によれば、参加者数に対する「良かった」又は「とても良かった」とする割合は75%以上であった。 ・研究所の一般公開を中期目標期間中10回、民間団体との共催による講演会を22回開催した。 ・平成26年から中央労働災害防止協会主催の全国安全衛生大会での発表を行い、2年間で2,040名の参加を得た。 ・平成25年度からは厚生労働省の「子ども見学デー」に出展し、3年間で2,235名の参加を得た。その他、海外の研究協力機関と共に開催のワークショップの開催等を行った。	<自己評価> 評定：B 評定：B 評定：B	評定 <評定に至った理由> 中期計画で設定した講演会等の開催回数を2倍以上上回っており、事前にメールマガジン等による幅広い周知を行うことで計画開始時よりも2倍を超える参加者を得られるようになった。 また、安全衛生関係者が一堂に会する中央労働災害防止協会主催の全国安全衛生大会での発表の際には、1,060名の安全衛生関係者の参加を得て、その研究成果等の紹介等を行ったことは評価できる。 さらに、厚生労働省の「子ども見学デー」に参加する等の取組を通じて、研究成果を国民に積極的に普及するだけでなく、労働安全衛生への接点がなかった者等の潜在的ニーズを汲み上げるとともに、労働安全衛生の研究分野への関心を高める等精力的に活動したと評価できる。 以上を踏まえ、中期目標の達成が見込まれることから、評定をBとした。	B <評定に至った理由> 中期計画で設定した講演会等の開催回数を2倍以上上回っており、平成26年度及び27年度では、事前にメールマガジン等による幅広い周知を行うことで本中期目標計画開始時よりも2倍を超える参加者を得られるようになった。 また、平成26年度から参加した安全衛生関係者が一堂に会する中央労働災害防止協会主催の全国安全衛生大会での発表の際には、2年間で2,040名の安全衛生関係者の参加を得て、その研究成果等の紹介等を行ったことは評価できる。 以上を踏まえ、中期目標を達成していると評価できることから、評定をBとした。	評定 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。

	<p>イ 一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般公開日を設けた研究所の一般公開を毎年度実施しているか。また、随時の見学希望者に対しても対応しているか ・企画立案した際に想定していた参加定員に達しているか。 ・講演会、一般公開の効果把握を目的とするアンケート調査を実施しているか。満足度等の調査結果はどうか。 	<p>・清瀬地区・登戸地区において、それぞれ毎年一般公開を開催した。</p> <p>また、民間企業等延べ 120 機関・団体から 1,838 名の随時見学希望にも対応した。</p> <p>・安全衛生技術講演会については、東京及び大阪の会場 13 回の総定員 2,280 名に対し、2,351 名の参加を得た。</p> <p>さらに、毎年 4 月実施している研究所の一般公開は、参加者は、中期目標期間中の合計で 2,442 名と、近隣住民等一般国民への周知・広報の一つとして浸透してきている。</p> <p>・効果把握を目的とするアンケート調査結果</p> <p>※安全衛生技術講演会について、「とても良かった」、「良かった」とする割合は、中期目標期間中の平均で 79% であった。</p> <p>※一般公開アンケートについては、79% の参加者が「良かった」、「とても良かった」と回答していただいている、満足度は高い。</p> <p>アンケート調査結果等についてはそれぞれ次年度の改善等に生かした。</p> <p>このほか平成 25～27 年度には、厚生労働省子どもデーに参加し、延べ 2,235 名の参加を得た。</p> <p>これらを踏まえ、B と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし。</p>	
--	---	--	---	--

4. その他参考情報

様式1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－4－5	知的財産の活用促進				
業務に関する政策・施策	施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2－1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。			当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	法第3条、第12条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—			関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット(アウトカム)情報								② 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間平均値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
登録特許 (内当年度分)	—	34件	36(0)件	37(1)件	39(2)件	39(0)件	39(2)件	予算額(千円)	—	—	—	—	—
特許出願中 (内当年度分)	—	14件	7(1)件	9(3)件	11(4)件	10(3)件	10(1)件	決算額(千円)	—	—	—	—	—
TLO 扱い 登録特許 (内当年度分)	—	0件	2(1)件	3(1)件	3(0)件	4(1)件	4(0)件	経常費用(千円)	—	—	—	—	—
TLO 扱い 特許出願中 (内当年度分)	—	6件	2(0)件	1(0)件	1(0)件	0(0)件	0(0)件	経常利益(千円)	—	—	—	—	—
特許実施件数	—	2件	1件	1件	1件	1件	1件	行政サービス 実施コスト(千円)	—	—	—	—	—
特許実施料	—	203千円	133千円	185千円	179千円	338千円	459千円	従事人員数(人)	—	—	—	—	—

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
(5) 知的財産の活用促進 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許等の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。	(5) 知的財産の活用促進 国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)の活用等により、特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、開放特許情報データベースへの登録、研究所ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。	<主な量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> <ul style="list-style-type: none">・特許権取得がふさわしい研究成果について、特許権の取得を積極的に進めるための支援体制を整備しているか。また、これにより特許権を取得しているか。・実施予定のない特許権については、当該特許権の実施促進のために特許流通データベースへの登録等の措置を行っているか。・知的財産権の取得数及び実施許諾数は適切か。	<主要な業務実績> (5) 知的財産の活用促進 ・平成27年度末において、研究所が保有する登録特許総数は39件であり、中期目標期間中、新規に11件の特許を出願して、特許出願総数は平成27年度末において、11件となっている。 ・特許権の取得を進めるとともに、特許権の取得を促進するため、年度末に行う研究員の業績評価において「特許の出願等」を評価材料の一つとして評価するとともに、特許権の取得に精通した清瀬・登戸両地区の研究員を業務担当者として選任し、特許の実施促進を図った。 なお、知的財産の活用促進への理解を深めるため、10名の研究員に「知的財産権研修(初級)」を受講させた。今後も毎年度計画的に受講させることとしている。 ・知的財産の活用促進を図るために、39件の登録特許について、研究所のホームページにその名称、概要等を公表した。	<自己評価> 評定:B <ul style="list-style-type: none">・特許出願の要否については、特許審査会で審査を行った。また、特許権の取得に精通した清瀬・登戸両地区の研究員を相談担当者として選任し、研究員の相談に応じさせるとともに、知的財産の研修(初級)を計画的に実施(10人)し、基準値を上回る特許数を登録している。・登録している特許の活用が図られるよう研究所のホームページで特許の名称と概要を公表することを通じて、保有特許の実施推進を図っている。	評定 <評定に至った理由> 研究成果の中で特許権の取得促進を図るために、まずは相談できる体制を整備するために、特許権の取得に精通した研究員を相談担当者として選任し、研究員の相談に応じさせるとともに、知的財産の研修(初級)を計画的に実施(10人)し、基準値を上回る特許数を登録している。 また、登録している特許の活用が図られるよう研究所のホームページで特許の名称と概要を公表することを通じて、保有特許の実施推進を図っている。 以上、中期目標の達成が見込まれることから、評定をBとした。	評定 <評定に至った理由> 研究成果の中で特許権の取得促進を図るために、まずは相談できる体制を整備するために、特許権の取得に精通した研究員を相談担当者として選任し、研究員の相談に応じさせるとともに、知的財産の研修(初級)を計画的に実施(10人)し、基準値を上回る特許数を登録している。 また、登録している特許の活用が図られるよう研究所のホームページで特許の名称と概要を公表することを通じて、保有特許の実施推進を図っている。 以上を踏まえ、中期目標を達成していると評価できることから、評定をBとした。		

4. その他参考情報

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
1—5	労働災害の原因の調査等の実施						
業務に関連する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2－1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。				当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	労働安全衛生法第 96 条の 2、法第 12 条第 2 項	
当該項目の重要度、難易度	—				関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383	

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット(アウトカム)情報							
指標	達成目標	基準値(達成目標)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
災害調査開始件数(調査結果等報告)	—	16 件	14 件 (14 件)	8 件 (8 件)	17 件 (10 件)	11 件 (18 件)	12 件 (8 件)
刑事訴訟法に基づく鑑定等開始件数(調査結果等報告)	—	16 件	15 件 (13 件)	20 件 (20 件)	20 件 (20 件)	26 件 (24 件)	12 件 (16 件)
労災保険給付に係る鑑別・鑑定開始件数(調査結果等報告)	—	11 件	8 件 (6 件)	10 件 (10 件)	14 件 (16 件)	8 件 (8 件)	10 件 (10 件)
行政機関からの依頼調査開始件数	—	1 件	2 件	1 件	0 件	0 件	0 件
災害調査等報告書が再発防止に役立ったとする割合	80% 以上	80% 以上	92%	92%	97%	98%	100%

② 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
予算額(千円)	—	—	—	—	—	—	—
決算額(千円)	—	—	—	—	—	—	—
経常費用(千円)	—	—	—	—	—	—	—
経常利益(千円)	—	—	—	—	—	—	—
行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—	—	—	—
従事人員数(人)	—	—	—	—	—	—	—

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	5 労働災害の原因の調査等の実施 厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。	5 労働災害の原因の調査等の実施 ア 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講すべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。	<主な量的指標> ・労働災害の原因の調査等の報告書を送付した労働局・労働基準監督署において、同報告書が、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として活用したとする割合が80%以上となること。 <その他の指標> なし。 <評価の視点> ・労働災害の原因調査等を適切に実施する体制を整備することにより、当該調査等を迅速・的確に実施しているか。 ・行政からの要請等に基づいて実施した労働災害の原因調査等については、当該調査等の結果等を適切に報告しているか。	<主要な業務実績> 5 労働災害の原因の調査等の実施 (1) 労働災害の原因調査等の実施 胆管がんに関する災害調査をはじめ、厚生労働省からの依頼に基づき開始した災害調査は 62 件であった。 ・災害調査、鑑定等の報告書を送付した労働基準監督署及び都道府県労働局に対するアンケート調査を実施したところ、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として役立ったとして、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として活用したとする割合は中期目標期間中の平均である 96%と、目標である 80%を大きく上回った。 (2) 原因調査結果等の報告 ・ 62 件の災害調査、93 件の刑事訴訟法に基づく鑑定等、50 件の労災保険給付に係る鑑別、鑑定等について、それぞれ依頼先に調査結果等を報告した。	<自己評価> 評定：A ・労働災害調査分析センターが災害調査等の対外的・対内的な中核調整機能を担っている。また、災害調査等の進行管理については、研究員所属の各研究グループ部長及び労働災害調査分析センターが行っている。 ・災害調査等の結果については、高度な実験や解析を必要とするため時間を要するもの等を除き、報告済みである。 ・災害調査、鑑定等の報告書が、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として役立ったとする割合は年々高まっており、平成 26 年度は 98%と目標数値である 80%を大きく上回っており、原因調査研究結果の行政への貢献度は大きいと高く評価できる。 以上を踏まえ、中期目標を上回ることが見込まれることから、評定を A とした。 <今後の課題> なし。 <その他事項> なし。	評定 <評定に至った理由> 厚生労働省からの依頼に基づき実施している労働災害の原因の調査等については、これらを適切に実施するための体制として設置されている労働災害調査分析センターにより、限られたリソースを有効活用して行政ニーズに応じて災害調査を 4 年間で 50 件、刑事訴訟法に基づく鑑定等を 81 件等実施したことは評価できる。 特に、平成 24 年 2 月に発生した岡山県倉敷市の海底トンネルの崩壊水没災害について、厚生労働大臣の指示を受け実施した調査や大阪の印刷工場で発生した胆管がんに係る調査研究など、前例のない複雑困難な事案の原因を究明したことは、高く評価できる。 また、調査担当研究員が行政と緊密な連携を取ること等により、災害調査、鑑定等の報告書が、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として役立ったとする割合は年々高まっており、平成 26 年度は 98%と目標数値である 80%を大きく上回っており、原因調査研究結果の行政への貢献度は大きいと高く評価できる。 <今後の課題> なし。 <その他事項> なし。	評定 <評定に至った理由> 厚生労働省からの依頼に基づき実施している労働災害の原因の調査等については、これらを適切に実施するための体制として設置されている労働災害調査分析センターにより、限られたリソースを有効活用して行政ニーズに応じて、本中期期間中に災害調査を 62 件、刑事訴訟法に基づく鑑定等を 93 件等実施したことは評価できる。 特に、平成 24 年 2 月に発生した岡山県倉敷市の海底トンネルの崩壊水没災害について、厚生労働大臣の指示を受け実施した調査、大阪の印刷工場で発生した胆管がんに係る調査研究及びオルト-トルイジンをはじめとした芳香族アミンを取り扱う作業に従事していた複数名の労働者が膀胱がんを発症した災害調査など、前例のない複雑困難な事案の原因を究明したことは、高く評価できる。 また、調査担当研究員が行政と緊密な連携を取ること等により、災害調査、鑑定等の報告書が、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として役立ったとする割合は年々高まっており、本中期目標期間の平均で 96%と達成目標（80%以上）の 120%となっており、原因調査研究結果の行政への貢献度は大きいと高く評価できる。 本項目で唯一の達成目標を定めている重要な指標である「災害調査等報告書が再発防止に役立ったとする割合」において、達成度 120%の実績を上げるとともに、中期目標期間中に実施された労働災害の原因の調査等は、質的に優れていると認められることから、A 評定が妥当である。なお、達成目標を定めていない他の指標については、基準値を下回っている年度も認められるが、これらは、行政からの依頼に基づき実施される受動業務であるため、法人を評価する指標としては適さないと考える。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。		

		<p>・本調査の業務量の変動と研究所の業務量との調和を図っているか。</p> <p>また、調査実施後、一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容については、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努めること。</p>	<p>(3) 鑑定・照会等への積極的な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署、警察署等の捜査機関からの依頼に基づき中期目標期間中に開始した鑑定等は93件、労働基準監督署等からの依頼による労災保険給付に係る鑑別、鑑定等は50件であった。 ・一定の期間が経過し、公表が可能となつた調査内容については、同種災害の防止に資する観点から、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努める。 	<p>工事鉛中毒災害をはじめ、16件の災害調査報告書を公表している。</p> <p>これらを踏まえ、Aと評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし。</p> <p>(4) 調査内容の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間中に、16件の災害調査報告書を公表した。 		<p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見)</p> <p>研究所の調査では、ニーズにあった的確なものを出しておらず、非常にレベルの高い対応をしている。</p>
--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1—6—1	労働安全衛生分野の研究の振興				
業務に関する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2－1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。			当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	法第3条、第12条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—			関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット(アウトカム) 情報							
指標	達成目標	基準値 (達成目標)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
Industrial Health のインパクトファクター	0.8 以上	0.8 以上	0.94	0.87	1.045	1.117	1.057
Industrial Health 発行頻度	年6回以上	年6回以上	年6回	年6回	年6回	年6回	年6回
「労働安全衛生研究」発行頻度	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
Industrial Health への投稿論文数	—	164編	186編	265編	245編	267編	269編
掲載論文数	—	98編	98編	71編	70編	65編	67編
(掲載論文内訳)	—	—					
欧米	—	—	25.4%	36.6%	34.3%	40.0%	31.4%
アジア・オセアニア	—	—	27.6%	28.2%	25.7%	20.0%	28.4%
日本	—	—	31.6%	23.9%	34.3%	29.2%	29.9%
当研究所	—	—	10.2%	4.2%	1.4%	6.2%	6.0%

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「-」表示とする

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
7 国内外の労働安全衛生機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、当該分野の研究の振興を図るために、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。	7 国内外の労働安全衛生機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。 イ 労働安全衛生重点研究推進協議会の活動の一環として、労働安全衛生研究戦略に係るフォローアップを行い、労働者の安全と健康確保に資する研究の推進に貢献しているか。	<主な量的指標> ・「Industrial Health」のインパクトファクターが0.8以上となることを目標とする。 ・国際学術誌「Industrial Health」を年6回以上発行する。 ・和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回発行する。 <その他の指標> なし。 <評価の視点> ・労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供しているか。 ・労働安全衛生研究戦略を踏まえた研究を実施することにより、労働者の安全と健康の確保に資する研究の推進に貢献しているか。	<主要な業務実績> ・国際会議等の機会を利用し、労働安全衛生に関する技術、研究動向、制度等に関する調査、情報収集を行い、関係機関に提供した。 ・Industrial Health のインパクトファクターは中期目標期間中の平均で1.006となっており、数値目標の0.8を大幅に上回った(126%)。また、全世界から書誌事項へのアクセス数及び全文ダウンロード数は、中期目標期間中大幅に増加し、国際学術誌としての評価で きる。 ・和文学術誌「労働安全衛生研究」も計画どおり年2回発行するなど、研究成果を各種同誌や研究報告書として刊行し、大学・研究機関等関係者に広く提供した。	<自己評価> 評定:A 評定:A	評定 A	<評定に至った理由> 国際学術誌「Industrial Health」の年6回の発行、和文学術誌「労働安全衛生研究」の年2回の発行、「日韓研究機関ワークショップ(WISH2014)」など労働安全衛生分野の研究振興に資する取組は評価できる。 また、「Industrial Health」のインパクトファクターは、過去4年の平均で0.99と目標数値の0.8を24.1%上回るとともに、近年は毎年増加して平成26年度には1.117となり、目標数値を39.6%上回るなど、国際学術誌としての認知度がますます高まってきていることは高く評価できる。 さらに、国際会議等の機会を利用し、労働安全衛生に関する技術、研究動向、制度等に関する調査、情報収集を行い、「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」、一般紙等への寄稿、ホームページへの掲載、メールマガジン等により関係機関に提供したことは評価できる。 以上を踏まえ、中期目標を上回ることが見込まれることから、評定をAとした。	<評定に至った理由> 国際学術誌「Industrial Health」の発行、和文学術誌「労働安全衛生研究」の発行については、達成目標どおりにそれぞれ年6回、年2回発行しており評価できる。 また、「Industrial Health」のインパクトファクターについては、本中期目標期間の平均で1.01と達成目標(0.8以上)を上回っており、国際学術誌としての認知度がますます高まっていることは評価できる。 さらに、国際会議等の機会を利用し、労働安全衛生に関する技術、研究動向、制度等に関する調査、情報収集を行い、「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」、一般紙等への寄稿、ホームページへの掲載、メールマガジン等により関係機関に提供したことは評価できる。 以上を踏まえ、中期目標を達成していると評価できることから、評定をBとした。	
					<今後の課題> なし。	<その他事項> なし。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (有識者からの意見)	・「Industrial Health」への投稿論文数は増えているが、前期の年平均では、論文掲載数は、164編で、掲載が98編であったのに対して、例えば平成27年度は269編あって、投稿数は、増えているが、載せられる論文は67編しかなかった。たくさん投稿がされたが、掲載できる論文は逆に減っていて、投稿された論文のクオリティーは下がったとも解釈することができる。そういう意味で、ここはAではなくて、Bでいいのではないか。 ・掲載論文数に関しては、達成目標としては設定していないし、掲載するかしないかというのは、雑誌を運営している側(研究所)が判断するものだから、質が悪ければリジェクトするというのは当然の話で、リジェクトが多いからといって、駄目だとは概には言えないのではないか。むしろ、投稿数が増えていること、そしてインパクトファクターが経年
				これらを踏まえ、Aと評価する。	<課題と対応> なし。			

			<p>いて普及啓発に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 10 月に当研究所において、米国など 10 か国の参加のもと「墜落災害の防止と防護に関する国際会議」を、また、平成 26 年 10 月には「日韓研究機関ワークショップ (WISH2014)」を開催するなど、海外の研究協力機関との共催会議などにおいて、研究情報を交換した。 <p>ウ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。</p>		<p>で見て上がっていることを併せて考えると、それなりの質を高めるために努力をされているということは、評価してもいいのではないかと思う。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
			<p>・内外の最先端の研究情報を収集し、効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備したか。</p> <p>ウ 最先端研究情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客員研究員・フェロー研究員交流会や産業医科大学との研究交流会、研究協力協定を締結した大学・研究機関との共同研究、研究員の国際学会への派遣等を通じて、内外の最先端研究情報の収集中に努めた。[再掲] <p>エ 「Industrial Health」を年 6 回、「労働安全衛生研究」を年 2 回、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。</p>	<p>・国内外の労働安全衛生に関する最先端の研究成果に係る学術誌を計画通りに発行しているか。</p> <p>エ 国際学術誌及び和文学術誌の発行と配布</p> <p>(ア) Industrial Health</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際学術誌「Industrial Health」を年 6 回刊行し、平成 27 年度現在、国内 539 件、国外 369 件の大学・研究機関等に配布した。 ・Industrial Health 誌への投稿論文数は中期目標期間中の合計で 1,232 編で、そのうちの掲載論文数は 371 編であった。また、掲載論文の国別／地域別内訳は、平成 27 年度で見ると、欧米 	

31.4%、アジア・オセアニア 28.4%、日本(当研究所を除く)29.9%、当研究所 6.0%となつてお
り、広く国内外からの投
稿論文を集めた。

・Industrial Health 誌のインパクトファクターは、中期目標期間中の平均で 0.99 となつて
いる。
・J-STAGE (科学技術情報発信・流通統合システム／〔独〕科学技術振興機構) を通じ Industrial Health 誌の創刊号から
の全掲載論文が閲覧可能であること、受理論文の
刊行前早期公開(Advance Publications)、更には海外の著名データベースサ
ー ビ ス (PubMed, CrossRef, EBSCO, INSPEC, ProQuest 等)と
の相互リンクが毎年増加して
いることから、世界
各国からの書誌事項への
アクセス数及び全文ダウ
ンロード数は毎年増加し、それぞれ平成 23 年度
の 20 万件超から平成 26
年度の 29 万件超に、平成
23 年度の 8 万件超から平
成 26 年度の 16 万件超と
なつた。ただし、平成 27
年度はアクセス数及びダ
ウンロード数ともに減少
している。
・Industrial Health 誌のグローバルオンライン
閲覧の増加及び読者への
利便性向上を目指し、米
国 National Library of

Medicine が運営する PubMedにおいて検索可能である全文オンラインジャーナルサイト “PubMed Central (PMC)”への加入申請を行った結果、平成 26 年 12 月より正式登載されたことから、今後更に幅広い注目を受けることが期待される。

・平成 23 年度からの「オンライン投稿・査読システム／ScholarOne Manuscripts」の導入により、投稿論文の受付から審査、その他各種編集業務の大幅な効率化を図ることができ、同時に同システム導入以前と比較して年間論文投稿数がおよそ 30%増加した。

(イ)和文学術誌「労働安全衛生研究」

・和文学術誌「労働安全衛生研究」を年 2 回刊行し、国内約 900 の大学・研究機関等に配布した。
・J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)に掲載し、全論文を検索し、閲覧できるようにしている。

4. その他参考情報

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1—6—2	労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献				
業務に関する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2－1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。			当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	法第3条、第12条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—			関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間平均値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
連携大学院協定に基づく客員教授等	—	18名	13名	11名	12名	13名	14名
連携大学院協定に基づく大学院生受入人数	—	6名 (研究生等)	2名	2名	1名	2名	2名
若手研究者等の受入人数	—	47名	55名	63名	63名	51名	46名
非常勤講師等の支援機関	—	20機関	18機関	25機関	17機関	15機関	22機関
非常勤講師等の支援人数	—	25名	24名	25名	19名	20名	35名

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
予算額（千円）	—	—	—	—	—	—	—
決算額（千円）	—	—	—	—	—	—	—
経常費用（千円）	—	—	—	—	—	—	—
経常利益（千円）	—	—	—	—	—	—	—
行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—	—	—
従事人員数（人）	—	—	—	—	—	—	—

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣等の推進に努めること。 とともに、求めに応じて研究所員による他機関等への協力・支援を行う。	(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、要請に応じて研究所職員による他の組織への適切な協力・支援を行っているか。	<主な量的指標> <その他の指標> <評価の視点> ・諸大学等との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、要請に応じて研究所職員による他の組織への適切な協力・支援を行っているか。	<主要な業務実績> (2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 ア 連携大学院制度の推進 ・連携大学院協定等に基づく客員教授等に延べ 62 名が任命され、同協定に基づく大学院生の受け入れは中期目標期間中の 5 年間で、延べ 62 名の研究員が客員教授等として任命され、教育研究活動を支援した。 ・連携大学院協定に基づく、大学院生受入人数は中期目標期間中の 5 年間で、9 名である。 イ 大学客員教授等の派遣 ・中期目標期間中の 5 年間で、東京大学等延べ 97 大学に対して 123 名の研究員が非常勤講師等として支援を行った。(連携大学院制度に基づく派遣を除く。) ウ 若手研究者等の受入れ ・内外の大学・研究機関からのべ 278 名の若手研究者等を受け入れ、修士論文、卒業論文等の研究指導を行った。	<自己評価> 評定：B	評定 <評定に至った理由> 7 大学と連携大学院協定を締結し、それにに基づき客員教授等を 4 年間で延べ 49 名を派遣するとともに、他の大学、大学院については、4 年間で延べ 88 名の研究員を非常勤講師として派遣し、教育研究活動を支援した。 また、連携大学院協定に基づき大学院生を 4 年間で延べ 7 名受け入れるとともに、内外の大学、研究機関等から 4 年間の合計で 232 名もの若手研究者等を受け入れ、研究指導した。 こうした点は、若手研究者育成に資するものとして評価できる。 以上を踏まえ、中期目標を達成することが見込まれることから、評定を B とした。	B	評定 <評定に至った理由> 8 大学と連携大学院協定を締結し、それにに基づき客員教授等を本中期目標期間中に延べ 63 名を派遣するとともに、他の大学、大学院については、延べ 123 名の研究員を非常勤講師として派遣し、教育研究活動を支援した。 また、連携大学院協定に基づき大学院生を本中期目標期間中に延べ 9 名受け入れるとともに、内外の大学、研究機関等から合計で 278 名もの若手研究者等を受け入れ、研究指導した。 こうした点は、若手研究者育成に資するものとして評価できる。 以上を踏まえ、中期目標を達成していると評価できることから、評定を B とした。

		<p>エ 労働安全衛生機関の支援</p> <ul style="list-style-type: none">・労働政策研究・研修機構労働大学校の産業安全専門官研修、労働衛生専門官研修、新任労働基準監督官研修等外部機関が行う研修の研修生を受け入れ、最新の労働災害防止技術等について講義等を行った。・このほか、都道府県労働局が実施する技術研修、中央労働災害防止協会、労働者健康福祉機構、産業保健推進センター等（現 産業保健総合支援センター）が行う研修会等に対し、講師として多くの研究員を派遣した。			
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6-3	研究協力の促進		
業務に関連する政策・施策	施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	法第3条、第12条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「-」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
					評定	A	評定
(3) 研究協力の促進 研究所としての研究展開の将来ビジョンに対応した戦略的な研究協力のあり方について検討した上で、他の法人、大学等との連携、共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受け入れの促進に努めること。 また、世界保健機関(WHO)が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進すること。	(3) 研究協力の促進 ア 研究展開の将来ビジョンに対応した国際的な研究協力のあり方を検討し、欧米及びアジア諸国的主要な労働安全衛生研究機関との間で研究協力協定を締結し、共同研究を進めます。 イ 客員研究員制度等を有効に活用し、大学、企業等の研究者との研究交流を促進する。	<主な量的指標> ・毎年度少なくとも 20 人以上の研究員の派遣又は受入れを行う。 <主要な業務実績> ア 研究協力協定等 これまでに研究協力協定を締結した国外の研究機関は合計 9か国 17 機関であるが、このうち現在も協定期間中の 8か国 12 機関の研究機関と労働安全衛生関係の幅広い分野において研究協力協定に基づく共同研究、情報交換、研究協力を進めた。 ・平成 23 年 7 月 13 日付で世界保健機関(WHO)から労働衛生協力センターの再指定が実現したのを受けて、WHO の活動計画(GMP2012-2017)の一環として推進している 2 つの研究課題の年次報告書を前年に引き続いで作成提出した。 ・平成 26 年度には、米国国立労働安全衛生研究所(US NIOSH)と 「Prevention through Design (PtD; 設計段階からの労働災害防止を考慮するという概念)」についての小会議をニューヨークにて行い、当研究所から 4 名が参加するなど、国内外の研究機関との間で、研究員の派遣・受入れを行っている。 ウ 上記により、毎年度 20 人以上の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。	<自己評価> 評定 : A <その他の指標> なし。 <評価の視点> ・大学・企業との共同研究、海外の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結による共同研究等が推進され、全研究課題の 15%以上が共同研究として実施されているか。 ・共同研究、客員研究員制度等の活用等により、大学、企業等との研究員の研究交流が促進され、毎年度少なくとも 20 人以上の研究員の派遣又は受け入れが行われているか。	<評定に至った理由> 全研究課題に占める共同研究の割合は、4 年間の平均で 34.8% と数値目標の 15% の 2 倍以上の割合となっていること、また、外部研究機関への研究員の派遣人数は 4 年間の平均で、25.3 名、企業等からの研究員の受入人数は 4 年間の平均で 58 名と、年平均合計 83.3 名の研究員の交流を行い、数値目標の年 20 名の 4 倍以上となったことは高く評価できる。 さらに、平成 26 年度には労働安全衛生分野のグローバル化とそれに伴う国際調和への対応のため、「国際研究協力協定のあり方」を取りまとめ、海外の研究機関と積極的に共同研究、情報交換及び研究協力を進めたことは高く評価できる。 法人においては、共同研究を増加させるため研究課題の選定方針を変更し、労働現場等のニーズを踏まえたテーマを選定するようにする、あるいは研究員の派遣や受入れを増加させるため、協力先の大学への働きかけや受入環境の整備を実施する、といった自主的な取組による創意工夫を凝らしており、これらの取組は評価できる。 また、政策実現への寄与に関しては、民間企業との共同研究として、平成 26 年度より実施している「斜面崩壊による労働災害の防止対策に係る実態把握及びハード対策に関する検討」において、実用的な地山の補強工法の開発等を実施しており、これらが普及することにより、目標策定時には想定していなかった、斜面崩壊による労働災害の防止という政策の実現に大きく寄与することが期待されるものがあり、また、他団体との共同研究として平成 25 年度に実施した「ロボット介護機器開発・導入促進に係る安全基準の策定」の成果は日本工業規格に生かされるなど、一定の寄与が認められる。 以上を踏まえ、中期目標の所期の目標を上回ることが見込まれるとして、評定を A とした。 <今後の課題>	評定	B	<評定に至った理由> 全研究課題に占める共同研究の割合は、本中期目標期間中の平均で 34.2% と数値目標の 15% の 2 倍以上の割合となっていること、また、外部研究機関への研究員の派遣人数は年平均で 26 名、企業等からの研究員の受入人数は年平均で 58 名と、年平均合計 84 名の研究員の交流を行い、数値目標の年 20 名の 4 倍以上となっている。しかしながら、本指標は、他の研究実施法人への意見聴取を実施しつつ、本中期目標期間から新たに目標値として設定したものであり、①研究実施法人間では有する能力・人員等の資源が異なること、②23~27 年度の各年度において、目標値を大幅に上回っている現状を踏まえ、より妥当な目標値について検証したところ、前中期目標期間の実績が、共同研究の割合が 40%、研究員の派遣・受入人数が 63 名であったことから、当該実績値と比較すると、本中期目標期間中の達成度実績は、共同研究の割合が 86%、研究員の派遣・受入人数が 133% となる。 平成 26 年度には労働安全衛生分野のグローバル化とそれに伴う国際調和への対応のため、「国際研究協力協定のあり方」を取りまとめ、海外の研究機関と積極的に共同研究、情報交換及び研究協力を進めたことは高く評価できる。 研究所においては、共同研究を増加させるため研究課題の選定方針を変更し、労働現場等のニーズを踏まえたテーマを選定するようする、あるいは研究員の派遣や受入れを増加させるため、協力先の大学への働きかけや受入環境の整備を実施する、といった自主的な取組による創意工夫を凝らしており、これらの取組は評価できる。 また、政策実現への寄与に関しては、民間企業との共同研究として、平成 26 年度より実施している「斜面崩壊による労働災害の防止対策に係る実態把握及びハード対策に関する検討」において、実用的な地山の補強工法の開発等を実施しており、これらが普及することにより、目標策定時には想定していなかった、斜面崩壊による労働災害の防止という政策の実現に

		<p>ウ 共同研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生分野の広い範囲で研究協力協定締結研究機関や連携大学院、民間企業等との共同研究を推進した。この結果、平成 27 年度の研究課題のべ 86 課題のうち、共同研究はのべ 28 件、32%（中期計画期間中 5 年間の平均では 34.2%）となつた。また、共同研究等の実施に伴い、研究員を他機関へ延べ 132 名派遣するとともに、他機関から延べ 278 名の若手研究者等を受け入れた。 <p>エ 世界保健機関(WHO)が指定する 労働衛生協力センターとして、労働衛生に関する活動に協力するとともに、WHOが主導するグローバルな枠組みで実施する研究活動のうち、当研究所が主体となるものを G O H N E T 研究として実施する。</p>	<p>・世界保健機関(WHO)が指定する 劳働衛生協力センターとして、労働衛生に関する活動に協力するとともに、G O H N E T 研究を実施しているか。</p>	<p>ウ 共同研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 7 月 13 日付けで世界保健機関(WHO)から労働衛生協力センターの再指定が実現したのを受けて、WHO の活動計画(GMP2012-2017)から労働衛生協力センターの再指定が実現したのを受けて、WHO の活動計画(GMP2012-2017)の一環として推進している 2 つの研究課題の年次報告書を平成 24 年度から毎年作成・提出している。 <p>エ 世界保健機関(WHO)労働衛生協力センターとして、労働衛生に関する活動に協力するとともに、G O H N E T 研究を実施しているか。</p>	<p><その他事項></p> <p>なし。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし。</p>	<p>大きく寄与することが期待されるものがあり、また、他団体との共同研究として平成 25 年度に実施した「ロボット介護機器開発・導入促進に係る安全基準の策定」の成果は日本工業規格に生かされるなど、一定の寄与が認められる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標を達成していると評価できることから、評定を B とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見)</p> <p>国際協力、特にアジアの中での活動をどうしていくかという戦略が必要であり、これから国際協力活動をより一層充実していただきたい。</p>
--	--	---	--	---	---	--

4. その他参考情報

様式1－2－4－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2	機動的かつ効率的な業務運営及びそれに伴う経費削減							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	平成22年度 (予算額)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)
一般管理費（人件費を除く）	22年度運営交付金から15%節減	241,332千円	233,609千円	226,134千円	218,898千円	211,893千円	205,113千円	
業務経費（人件費を除く）	22年度運営交付金から5%節減	688,622千円	681,369千円	674,410千円	667,683千円	660,703千円	653,954千円	
上記削減率（%）			-3.2% -1.1%	-6.3% -2.1%	-9.3% -3.0%	-12.2% -4.1%	-15.0% -5.0%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
第3 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 機動的かつ効率的な業務運営 経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弹力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。	第2 業務運営の効率化に関する事項 「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月)等を参考として、理事長の強い指導力の下で、研究所のミッションを有効かつ効率的に果たすための仕組みを整備し、推進する。 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 効率的な業務推進を引き続き実施するとともに、社会的要請の変化や業務の進捗状況に応じて、重点業務に必要な資金及び要員が投入できるよう、組織体制等について適宜見直しを行う。	<主な定量的指標> <その他の指標>	<主要な業務実績> 第2 業務運営の効率化に関する措置 1 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立 理事長のリーダーシップの下、業務運営体制の確立を図るとともに、内部進行管理の充実を図っている。また、業務運営の効率化及びそれに伴う経費の節減、役職員の給与の見直し、計画的な職員の採用、公共調達の適正化、保有資産の活用等に取り組んでいる。 これらを踏まえ、Bと評価する。 <評価の視点> ・事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制となっているか。	<自己評価> 評定：B	評定 B <評定に至った理由> 理事長、理事等を含む幹部会議を週1回の頻度で開催するとともに、研究企画調整部において調査研究の実施状況及び業績を一元的に把握するなど、内部統制の充実・強化が図られている。また、テレビ会議システムの活用や、各種情報管理の一元的な運用を実施するなど、業務・システムの効率化も図られている。 運営交付金のうち、一般管理費については、平成27年度までに平成22年度運営交付金と比較して15%削減することが中期目標となっているが、省エネの徹底等により平成26年度は平成22年度と比較して約12.2%の削減となっており、目標に沿った削減が図られている。 また、業務経費については、平成27年度までに平成22年度運営交付金と比較して5%削減することが目標となっているが、平成26年度は平成22年度と比較して4.1%の削減となっており、目標に沿った削減が図られている。	評定 B <評定に至った理由> 理事長、理事等を含む幹部会議を週1回の頻度で開催するとともに、研究企画調整部において調査研究の実施状況及び業績を一元的に把握するなど、内部統制の充実・強化が図られている。また、テレビ会議システムの活用や、各種情報管理の一元的な運用を実施するなど、業務・システムの効率化も図られている。	
				<課題と対応> なし。	以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成することが見込まれることから、評定をBとした。 <今後の課題> なし。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。	
					<その他事項> なし。	<その他事項> 特になし。	

		<p>領域長等が出席する会議を原則として年間 4回、それぞれ開催している。また、TV 会議システムを活用し両地区合同の部長等会議を原則として週 1 回開催している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営を適正かつ的確に遂行するため、清瀬・登戸両地区に毎年度の年度計画の主な項目ごとの業務担当者を配置し、両地区が一体となって業務を推進した。 ・研究開発力強化法に基づき、平成 23 年 1 月 1 日付けで策定した「人材活用等に関する方針」を研究所のホームページに公表して当該方針に基づく取組みを推進した。 <p>イ 調査研究管理の一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究企画調整部を中心として、それぞれの地区において内部評価会議(臨時・秋・春)を開催するとともに、全研究課題を対象に統一的な基準に基づく内部評価を行った。また、プロジェクト研究等を対象として、外部評価会議を開催し、外部有識者の視点からの評価を併せて行った。これらの評価結果を基に、研究計画の再精査や予算配分の見直しを行った。 		
--	--	--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・清瀬・登戸両地区における研究員の個人業績評価制度を引き続き活用して研究員の業績評価を行い、この結果を人事管理に反映させた。 [再掲] 			
イ IT 技術の進展等を踏まえ、決裁システムや文書の管理及び活用の電子化・データベース化による業務・システムのより一層の最適化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・電子化・データベース化により業務・システムの最適化を図っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ウ 人材の登用 <ul style="list-style-type: none"> ・研究者人材データベース (JREC-IN)への登録、学会誌への公募掲載等、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い任期付き研究員の採用活動を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> エ 業務・システムの効率化等 <ul style="list-style-type: none"> ・業務の効率化及び情報伝達の円滑化を図る観点から、グループウェアの充実を図り、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を引き続き実施した。 ・業務の効率化を進めるため、TV会議システムを積極的に活用した。 			
ウ 監事との連携を一層強化し、監事による助言等が業務改善により効果的に結びつくような体制を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> ・監事による助言等が業務改善に結びつくような体制となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> オ 監事との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・各種所内会議の場等での監事からの助言等を参考に業務の改善に努めた。 				
(2) 内部進行管理の充実 ア 調査研究業務の適切な進捗管理を行	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制を充実・強化し、調査研究の適切な進捗管理を行 	<ul style="list-style-type: none"> (2) 内部進行管理の充実 ア 効率的な研究業務 				

	<p>効率的な推進を図るため、内部及び外部の委員による研究評価を厳格に実施するとともに、研究企画調整部との緊密な連携の下に、研究グループ及び研究領域単位において、調査研究の適切な進捗管理を行う。</p> <p>(政独委・評価の視点事項 8)</p> <p>・業務改善の取組を適切に講じているか。 (※ 業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、業務改善提案箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等) <厳正に評価を行う事項 31> ・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直</p>	<p>っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究員の業績評価を厳正に行っているか。 ・中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。 <p>イ 研究員の業績評価を厳正に行い、その後の研究課題の選定や担当する業務の改善に役立てる。</p>	<p>の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各研究グループにおける日常的な研究の進捗管理、内部・外部評価会議の開催による厳正な研究課題評価、研究討論会、情報交換会及び労働災害調査報告会等の各研究管理手法を組み合わせ、調査研究の質の維持・向上を図った。併せてこれらの進行状況を定期的に幹部会議、部長等会議、役員会議等に報告し、検証することを徹底し、調査研究の的確な内部進行管理を行った。 ・調査研究の実施状況及び業績を研究企画調整部において一元的かつ定期的に把握し、研究予算の執行管理に活用するとともに、業務の弾力的な運営に反映させた。 <p>イ 研究員の業績評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業績評価基準に部長等管理職に着目した評価項目を設け評価を行った。 ・研究員について引き続き、①研究業績、②对外貢献、③所内貢献(研究業務以外の業務を含む貢献)の観点からの個人業績評価を行った。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等、領域長及び役員による総合的な評価の仕組みの下で実施した。[再掲] 			
--	--	---	---	--	--	--

		<p>しを図っているか。</p> <p>＜厳正に評価を行う事項 32＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを行っているか。 <p>(※ 独立行政法人会計基準上の関係公益法人に限らず、すでに批判をされたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、1 当該業務委託等の必要性、2 独立行政法人自らが行わず他者に行わせる必要性、31 及び 2 の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等)</p> <p>＜厳正に評価を行う事項 33＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の業務改善のための具体的なインシアティブを把握・分析し、評価しているか。 <p>(政独委・評価の視点事項 9)</p>	<p>なお、清瀬・登戸両地区における研究員の個人業績評価システムを引き続き活用した。また、評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく総合業績優秀研究員、研究業績優秀研究員及び若手総合業績優秀研究員を表彰し、研究員のモチベーションの維持・向上に役立てた。[再掲]</p>			
2 業務運営の効率化に伴う経費削減等 ア 運営費交付金を充当して行う事業については、さらなる業務運営の効率化を図ることにより、新	2 業務運営の効率化に伴う経費削減 ア 省資源、省エネルギーを推進し経費節約に取り組むとともに、省エネルギー化等のための環境整		<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減</p> <p>ア 経費の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気の使用量を研究棟ごとに月次で把握し、省資源・省エネの徹底を働きかけ、明るい時間帯の 			

<p>規業務追加分を除き、中期目標期間終了時までに、一般管理費(人件費を除く。)については前中期目標期間中の最終年度と比べて 15%程度の額、事業費(人件費を除く。)については前中期目標期間中の最終年度と比べて 5%程度の額を削減すること。</p> <p>なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行つた上で、適切に対応すること。</p>	<p>備を進める。併せて、業務処理への IT 技術の活用等を適宜行い、更なる経費の節減を図る。</p>	<p>廊下等の照明の完全消灯、昼休み時間中の消灯等を推進するとともに、老朽化した空調機器を省エネルギー効果の高いものに更新する等の取組みを行った。</p> <p>・グループウェアにより、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を行うとともに、TV 会議システムの一層の活用等により、移動時間、交通費等の削減を行い、業務の効率化を図った。</p>	<p>イ 業務運営の徹底した効率化を図ることにより、新規業務追加分を除き、中期目標期間終了時までに、一般管理費(人件費を除く。)の中期計画予算については、平成 22 年度の運営費交付金と比べて 15%に相当する節減額を、また、事業費(人件費を除く。)の中期計画予算については、平成 22 年度の運営費交付金と比べて 5%に相当する節減額を見込んだものとする。</p>	<p>イ 業務運営の徹底した効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間中ににおいて、新規追加・拡充部分を除き、平成 22 年度運営交付金から一般管理費(退職手当を除く)について 15%、事業費(退職手当を除く)について 5%に相当する額を節減すること。 	<p>ウ 常勤役職員の人件費(退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給</p> <p>ウ 常勤役職員の人件費(退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤役職員の人件費(退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給 <p>ウ 役職員の給与の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の給与制度 <p>に準拠し、適正な給与水</p>
---	---	---	---	--	---

<p>給与改定部分を除く。)については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日)に基づき平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減とした人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。</p> <p>なお、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとすること。</p> <p>併せて、研究所の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方にについて厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。</p>	<p>給与改定部分を除く。)については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減とした人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。また、平成24年度以降の総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。</p> <p>なお、常勤役職員の人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)の中期計画予算については、毎年度1%以上の節減額を見込んだものとする。ただし、以下により雇用される者の人件費については、削減対象から除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争的研究資金又は受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期 	<p>与改定部分を除く。)について、毎年度1%以上節減する。</p> <p><その他の指標></p>	<p>準を維持した。</p> <p>エ 計画的な職員の採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規研究員の採用に際しては、全て公募を行い、原則として任期付として、5年間累計で21名採用した。 	
---	--	--	---	--

	<p>付職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究員 ・運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。) <p>さらに、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、平成21年度の対国家公務員指数が101.6であることを踏まえ、引き続き、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組み、今中期計画期間中に国家公務員の給与水準と同程度とするとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>				
ウ 契約について は、公正かつ透明な 調達手続による適切 で、迅速かつ効果的	エ 契約について は、公正かつ透明な 調達手続による適切 で、迅速かつ効果的	<評価の視点> ・契約方式等、契約 に係る規程類は、適 切に整備や運用がさ	オ 公共調達の適正化 ・平成22年4月に策定 した随意契約等見直し 計画に基づき、公告期間		

<p>な調達を実現する観点から、研究所において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。</p> <p>なお、研究事業に係る調達については、政府における調達の適正化等の取組を踏まえ、適切に対応すること。</p> <p>エ 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不斷に見直しを行うこと。</p> <p>また、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとすること。</p>	<p>な調達を実現する観点から、研究所において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することとする。</p> <p>なお、研究事業に係る調達については、政府における調達の適正化等の取組を踏まえ、適切に対応することとする。</p> <p>オ 業務の円滑な実施を図るため、既存の研究スペース及び保有資産を有効活用するとともに、資産を保有することの必要性について、不断の見直しを行い、不要資産については、国への返納等必要な措置を講ずる。</p>	<p>れているか。</p> <p>(政独委・評価の視点事項 5(1))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約事務手續に係る執行体制や審査体制は、適切に整備・運用されているか。 <p>(政独委・評価の視点事項 5(1))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。(政独委・評価の視点事項 5(2)を含む。) <p><厳正に評価を行う事項 23></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。 <p>(政独委・評価の視点事項 5(3)を含む。)</p> <p><厳正に評価を行う事項 22></p> <ul style="list-style-type: none"> ・省資源、省エネルギーを適切に推進し、経費を節減しているか。(光熱水量の増減に関する特殊要因等の影響を明らかにした上で、評価する。) ・業務処理効率化的観点から業務処理への情報通信技術の活用、定型業務の外部委託化等の見直しを 	<p>の延伸、仕様内容の見直し及び入札参加要件の緩和等を行い、一般競争入札による調達を徹底することにより透明性・競争性を確保するとともに、契約監視委員会及び公共調達審査会において契約の点検を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の取組みにより、平成 20 年度に 9 件約 1 億 1,600 万円であった随意契約の 5 年間の実績は、平均で 4 件約 3,500 万円となった。一方、競争性のある契約は、平成 20 年度において 78 件約 7 億 6,100 万円で、全体の調達金額に占める割合は 86.8%であったところ、5 年間の実績は、平均で 74 件約 5 億 4,800 万円、調達金額に占める割合は 94.6%となった。 <p>カ 「調達等合理化計画」に基づく取組</p> <p>※表 1～3 については「4. その他参考情報」に記載</p> <p>(1) 平成 27 年度の調達実績と分析</p> <p>① 労働安全衛生総合研究所における平成 27 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 102 件、契約金額は 8.5 億円である。その内訳は、競争性のある契約は 98 件 (96%)、8.4 億円 (98%)、競争性の</p>		
---	--	---	--	--	--

		<p>適切に行い、これらに関する経費を節減しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。 <厳正に評価を行う事項21> ・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中における支出総額が中期目標の目標数値を達成しているか。 ・経年比較により削減状況(例えば総額・経費ごと)が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果を明らかにしているか。(取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるか、適切であるかを検証し、削減目標の達成に向けての法人の取組を促すという視点をもって評価する。(政独委・評価の視点4(2)) ・給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水準が対国家公務員指標100を上回る場合には、その適切性を厳格に検証しているか。)。(政独委・評価の視点4(1)) <厳正に評価 	<p>ない契約は4件(4%)、0.2億円(2%)となつていて、前年度と比較して、競争性のある契約は、件数(51%)・金額(39%)ともに増加している。件数の増加の要因は物品の購入の契約が22件から38件、役務に係る契約(工事の契約を除く。)が35件から45件に増加したこと等であり、金額の増加の要因は工事の契約が1.1億円から2.4億円、物品の購入が1.8億円から3.0億円に増加したこと等である。また競争性のない契約の契約金額の減少の要因は、ガスの調達(0.3億円)について、平成27年度から一般競争入札に移行したことである。(表1)</p> <p>② 労働安全衛生総合研究所における平成27年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は28件(29%)、契約金額は2.6億円(31%)である。前年度と比較して、一者応札・応募による契約件数は、物品の購入の契約件数が12件から4件に減少しているものの、工事関係の契約が0件から6件に増加していること等により1件の減少となっており、契約金額は、物品の購入が1.1億円から0.4億円に減少</p>		
--	--	--	---	--	--

		<p>を行う事項 11></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国とは異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 <p><厳正に評価を行う事項 13></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総人件費改革は進んでいるか。 <p><厳正に評価を行う事項 12></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の再就職のポストの見直しを行っているか。特に、役員ポストの公募や、平成 21 年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 <p><厳正に評価を行う事項 15></p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。 <p><厳正に評価を行う事項 16></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。法定外福利費の支出は、適正であるか。 <p>(政独委・評価の視点事項 4(3))<厳正に評価を行う事項 14 を含む></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産を保有するこ 	<p>しているものの、工事の契約が 1.5 億円であったこと等により 0.9 億円の増加となった。(表 2)</p> <p>(2) 重点的に取り組みを行った分野及びその効果</p> <p>合理化計画においては、研究用機器関係について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとした。</p> <p>①研究用機器に関する調達</p> <p>研究用機器の競争契約に関する調達について、多くの応札業者がより容易に応札準備ができるよう、平成 27 年度においては、新たに①及び②の取組を実施することで、適正な調達を目指した。</p> <p>i) 物品の購入にあつては、仕様と併せ原則 2 機種以上の製品候補を記載（特定の製品を調達する必要がある案件を除く。）。</p> <p>ii) 2 機種以上の製品候補を選定できない特段の理由がある場合には、書面で明らかにした上で、調達等合理化検討会（又は総括責任者）の了解を得て調達を行う。</p> <p>②効果</p> <p>平成 27 年度に一般競争入札により調達を行った物品の購入につい</p>		
--	--	---	--	--	--

		<p>との必要性について、不断の見直しを行い、不要資産については、国への返納等必要な措置を講じているか。</p> <p>(政独委・評価の視点事項3(1)と同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許権の保有の必要性の検討を行い、特許権の登録・保有コストの削減を図るとともに、特許収入の拡大を図っているか。(政独委・評価の視点事項3(1)と同様) 	<p>では、表3のようになつており、契約件数は38件、契約金額は3.0億円であったが、このうち一者応札の件数は4件(11%)、契約金額は0.4億円(13%)であった。上記(1)の取組みにより、前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合は、件数について-8件(-67%)、契約金額については-0.7億円(-64%)の減となつた。</p> <p>③目標の達成状況</p> <p>重点的に取り組みを行った分野については、競争契約に占める一者応札の契約件数割合を前年度以下(45%以下)とすることとしていたが、上記(2)のとおり物品の購入に係る契約件数が前年度から大きく増える中で、物品の契約件数に占める一者応札の割合は11%となっており目標を達成した。</p> <p>(3)調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>合理化計画における、下記事項に係る取組状況は以下のとおりであった。</p> <p>① 隨意契約に関する内部統制の確立</p> <p>新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された調達等</p>		
--	--	---	---	--	--

		<p>合理化検討会（又は総括責任者）に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとした。平成27年度は自由競争入札において2者の応札があったものの、予定価格を超過し、再度入札でも不調となったパソコンの購入及び導入に係る調達について、随意契約によることができる事由に該当することから検討を実施した結果、再度公告入札により競争性を担保しつつ調達が可能と判断され、随意契約ではなく再度公告入札により契約することとなったもの等2件であった（点検件数割合100%）。</p> <p>②不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>調達等合理化検討会において、調達に関する内部チェックマニュアルを作成するとともに、調達担当職員を対象とした研修を実施することとされていたことから、別添マニュアルを作成するとともに、平成28年2月16日に研修を実施し、併せてマニュアルの内容について逸脱がないかチェックを行つ</p>		
--	--	---	--	--

た。

(4) 今後の対応方針について

「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成 27 年法律第 17 号）」により、独立行政法人労働安全衛生総合研究所は平成 28 年 4 月 1 日より独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）となったことから、今後は機構の定める調達等合理化計画の内容に基づき調達の合理化等に取り組んでいくこととしたい。

キ 保有資産

・貸与可能研究施設・設備リストを見直し、施設・設備の減価償却等に伴う貸与料の適正化を図るとともに、利用者の目的施設の把握を容易にするために類似施設のグルーピングを行った。また、施設・設備の有償貸与の促進を図るためにホームページの内容を分かり易くするとともにチラシを作成するなど、周知を図った。平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間において、年平均 4.4 件の施設・設備について有償貸与し、有償貸与金額は年平均 108 万円となった。

・清瀬市長から市道拡幅

			<p>のため、清瀬地区の土地の一部 (769.32 m²) の譲渡要望を受け、不要財産として平成 26 年 2 月 13 日付けで有償譲渡した上、譲渡収入の全額約 1 億 500 万円を国庫納付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施されていない特 patent 等の保有見直しについては、特許年金の支払い前の段階で、今後の実施許諾等に伴う収入の見通し、権利維持費用の見込み等費用対効果を十分勘案して権利存続の是非を検討した。 ・保有特許の活用促進を図るため、登録特許について、開放特許情報データベース、研究所ホームページに名称、概要等を公表した。 		
特許権について は、特許権を保有す る目的を明確にした 上で、当該目的を踏 まえつつ、登録・保 有コストの削減及び 特許収入の拡大を図 ること。	また、特許権につ いては、特許権の登 録から一定の年月が 経過し、特許権の実 施許諾の見込み等が 小さいと判断される ものについては、当 該特許権の維持の是 非について検討し、 必要な措置を講ずる など、登録・保有コ ストの削減を図ると ともに、併せて上記 第 1 の 4(5) の取組等 により、特許収入の 拡大を図る。				

4. その他参考情報

表1 平成27年度の労働安全衛生総合研究所の調達全体像

(単位：件、億円)

	平成26年度		平成27年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(94%) 65	(94%) 6.0	(96%) 98	(98%) 8.4	(51%) 33	(39%) 2.4
企画競争・公募	(0 %) 0	(0 %) 0	(0 %) 0	(0 %) 0	(0 %) 0	(0 %) 0
競争性のある契約(小計)	(94%) 6.5	(94%) 6.0	(96%) 9.8	(98%) 8.4	(51%) 3.3	(39%) 2.4
競争性のない随意契約	(6 %) 4	(6 %) 0.4	(4 %) 4	(2 %) 0.2	(0 %) 0	(△56%) △0.2
合計	(100%) 6.9	(100%) 6.4	(100%) 10.2	(100%) 8.5	(4 8 %) 3.3	(3 3 %) 2.1

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

表2 平成27年度の労働安全衛生総合研究所の一者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		平成26年度	平成27年度	比較増△減
2者以上	件数	36 (55%)	70 (71%)	34 (94%)
	金額	4.4 (73%)	5.8 (69%)	1.4 (31%)
1者以下	件数	29 (45%)	28 (29%)	△1 (△3 %)
	金額	1.6 (27%)	2.6 (31%)	0.9 (59%)
合計	件数	65 (100%)	98 (100%)	33 (51%)
	金額	6.0 (100%)	8.4 (100%)	2.4 (39%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、一般競争を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

表3 平成27年度の労働安全衛生総合研究所の物品の購入に係る一者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		平成26年度	平成27年度	比較増△減
2者以上	件数	10 (45%)	34 (89%)	24 (340%)
	金額	0.7 (41%)	2.6 (87%)	1.8 (371%)
1者以下	件数	12 (55%)	4 (11%)	△8 (△67%)
	金額	1.1 (59%)	0.4 (13%)	△0.7 (△64%)
合計	件数	22 (100%)	38 (100%)	33 (51%)
	金額	1.8 (100%)	3.0 (100%)	2.4 (39%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、一般競争を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

様式1－2－4－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
3	運営費交付金以外の収入の拡大及び経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (達成目標)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)
競争的研究資金の導入件数	—	27件 (代表 18件)	27件 (代表 18件)	35件 (代表 22件)	42件 (代表 29件)	37件 (代表 28件)	34件 (代表 26件)	
競争的研究資金の合計金額	—	7,828万円	4,034万円	3,335万円	4,476万円	4,098万円	5,114万円	
研究資金における外部研究資金の割合	1/3以上	1/3以上	10,340万円 21.0%	10,401万円 18.6%	10,975万円 18.7%	8,709万円 14.4%	17,437万円 23.0%	
受託研究の件数	—	10件	9件	6件	12件	8件	9件	
受託研究の合計金額	—	9,913万円	6,306万円	7,066万円	6,499万円	4,611万円	12,323万円	
施設貸与料	—	54万円(3.4件)	175万円(7件)	116万円(6件)	111万円(3件)	124万円(5件)	15万円(1件)	
著作権料	—	49万円(3件)	87万円(6件)	83万円(5件)	12万円(4件)	42万円(2件)	90万円(7件)	
特許実施料	—	31万円 (1.8件)	13万円(1件)	19万円(1件)	18万円(1件)	34万円(1件)	46万円(1件)	
合計	—	134万円	275万円	218万円	141万円	200万円	151万円	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)		
第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 1 運営費交付金以外の収入の拡大 競争的研究資金を含む外部研究資金の獲得額の向上に向け、研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得するよう努める。 また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大に努めること。 2 運営費交付金以外の収入の確保 競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取り組みを行うことにより、自己収入の確保が行われているか。 (政独委・評価の視点事項2(1)と同様) 3 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等についての取り組みを行うことにより、自己収入の確保に努めているか。 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析は	第3 財務内容の改善に関する事項 1 運営費交付金以外の収入の拡大 競争的研究資金を含む外部研究資金の獲得額の向上に向け、研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得するよう努める。 また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大に努めること。 2 運営費交付金以外の収入の確保 競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取り組みを行うことにより、自己収入の確保が行われているか。 (政独委・評価の視点事項2(1)と同様) 3 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等についての取り組みを行うことにより、自己収入の確保に努めているか。 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析は	<主な定量的指標> ・研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得するよう努める。 <その他の指標> なし。 <評価の視点> ・競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取り組みを行うことにより、自己収入の確保が行われているか。 (政独委・評価の視点事項2(1)と同様) ・研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等についての取り組みを行うことにより、自己収入の確保に努めているか。 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析は	<主要な業務実績> 第3 財務内容の改善に関する事項 評定：B	<自己評価> 評定	評定 B	評定 C	<評定に至った理由> 外部研究資金の導入については、研究資金における割合は、4年間の平均が18.2%と1/3には届かないが、導入件数については、4年間を通じて前中期計画期間における基準値を上回っている。 受託研究件数については、4年間の平均として、前中期計画期間の基準値とほぼ同件数であり、期間中後半にかけて件数が増加している状況にある。また、その内容については、今後、重要性が増すと考えられるロボット介護機器の開発・導入における安全基準の策定研究など、政府方針であるロボット新戦略の推進に呼応したものを実施している。 また、競争的研究資金、受託研究の獲得に向け、役員自ら公益団体等における講演、研究発表、総会等の場を活用して積極的に働きかけを行っている。 さらに、研究設備・機器の購入、保守管理・メンテナンスはもとより、光熱費についても一般競争入札による調達を行うよう改善している。また、一般競争入札による経費削減を実効あるものとするため、入札要件の緩和、仕様の見直し等により、1者応札の割合を大幅に削減させたほか、随意契約については、4年間の取組を通じて、22年度の5件から4件(1,700万円)まで削減している。 そのほか、省エネの徹底等の取組について、4年間における予算額の合計と決算額の合計を比較してみると、一般管理費で21%減、常勤役職員の人事費で8%減を達成している。また、業務経費は6%減となっており、全体としては9%を削減し、一定の成果を挙げているものと認められる。 以上を踏まえ、中期目標を達成することが見込まれるため、評定はBとした。	<評定に至った理由> 外部研究資金の導入については、研究資金における割合は、本中期目標期間中の平均が19.1%と達成目標の1/3には届いていないが、導入件数については、全ての年度で前中期計画期間における基準値を上回っている。 受託研究件数については、本中期目標期間中の平均は9件で、前中期計画期間の基準値を下回っている。しかしながら、その内容については、今後、重要性が増すと考えられるロボット介護機器の開発・導入における安全基準の策定研究など、政府方針であるロボット新戦略の推進に呼応したものを作成している。 また、競争的研究資金、受託研究の獲得に向け、役員自ら公益団体等における講演、研究発表、総会等の場を活用して積極的に働きかけを行っている。 さらに、研究設備・機器の購入、保守管理・メンテナンスはもとより、光熱費についても一般競争入札による調達を行うよう改善している。また、一般競争入札による経費削減を実効あるものとするため、入札要件の緩和、仕様の見直し等により、1者応札の割合を大幅に削減させたほか、随意契約については、27年度において、(前中期目標期間中最終年度の)22年度との比較において、件数ベースで、5件から4件、金額ベースで、3,600万から1,700万まで削減している。 これらの取組により、一般管理費は前中期目標期間最終年度と比較して15%減、業務経費(人件費を除く)は同最終年度と比較して5%減を達成した。 以上のとおり、中期目標の達成に向けて所要の措置を講じていると認められるものの、本中期目標期間中は定量的指標を達成していないことから、総合的に勘案し評定をCとした。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 競争的研究資金を含む外部研究資金の獲得に向

		<p>行われているか。当該要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた改善策が検討されているか。</p> <p>(具体的取組)</p> <p>1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。</p> <p>(政独委・評価の視点事項2(1))</p> <p>・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。</p> <p>(政独委・評価の視点事項2(2))</p>	<p>するとともにチラシを作成するなど、周知を図った。平成23年度から平成27年度の5年間において、年平均4.4件の施設・設備について有償貸与し、有償貸与金額は年平均108万円となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、東京大学等の研究機関や民間企業との間で、共同研究(プロジェクト研究等の重点研究課題及び研究職員が研究代表者である科学研究費補助金により実施する研究課題に限る。)により施設の共同利用を進めた。 ・平成23年度から平成27年度の5年間において、特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化による自己収入の合計額は年平均26万円となった。 	<p>これらを踏まえ、Bと評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>競争的研究資金を含む外部研究資金の獲得額の向上に向け、役職員によるより一層の取り組みが必要である。</p> <p><その他事項></p> <p>経費の削減を見込んだ予算による業務運営の実施については、研究設備・機器の購入、保管管理、メンテナンスはもとより、光熱費についても一般競争入札による選定を行うよう改善している。</p> <p>また省エネを徹底するため、研究棟ごとの光熱水料を把握し、エレベーターの停止、日中の廊下が休憩時間中の消灯の徹底により、電気・ガスの使用量の削減を行っている。</p> <p>これらの取組により一般管理費の前中期目標期間最終年度と比較しての15%減、事務(人件費を除く。)の同最終年度と比較して5%減を達成することが見込まれる。</p> <p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的指標></p> <p>2 予算、収支計画及び資金計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金を充当して行う事業については、さらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分を除き、中期目標期間終了時までに、一般管理費(人件費を除く。)については別紙2のとおり。 ・予算の執行に際しては、業務の進行状況と予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 ・経費削減の達成度については、平成23年度から平成27年度の5年間で決算額は予算額に対して年平均6,942万円の節減と 	<p>企業や業界団体からの資金獲得が困難であり、次期中期目標において、研究資金における外部研究資金の割合について目標として設定するに当たっては、十分な配慮が必要である。</p> <p><その他事項></p> <p>け役職員によるより一層の取組が必要と考えられるが、労働安全衛生分野の研究については、生産技術の研究と異なり、企業収益に直結するものではないことから、企業や業界団体から提案される研究機会が限られるため、次期の評価において、研究資金における外部研究資金の割合について目標として設定するに当たっては、十分な配慮が必要である。</p> <p>(有識者からの意見)</p> <p>高い目標であったことは理解できるが、(目標を達成していないことから) Bという評価は厳しい。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>
2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施	2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施	<p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>予算、収支計画及び資金計画</p> <p>ア 予算について</p> <p>イ 収支計画について</p> <p>ウ 資金計画につ</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>・運営費交付金を充当して行う事業については、さらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分を除き、中期目標期間終了時までに、一般管理費(人件費を除く。)については別紙2のとおり。</p> <p>・予算の執行に際しては、業務の進行状況と予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。</p> <p>・経費削減の達成度については、平成23年度から平成27年度の5年間で決算額は予算額に対して年平均6,942万円の節減と</p>	

	いては、別紙 3 のとおり。	5 %程度の額、事業費(人件費を除く。)については前中期目標期間中の最終年度と比べて 5 %程度の額を削減すること。	なり、執行率は 96.3%となつた。項目別では、人件費(退職手当を除く。)は 95.0%、一般管理費は 96.5 %、業務経費は 98.6 %の執行率となつた。		
第 4 短期借入金の限度額	(1) 限度額 290 百万円 (2) 想定される理由 ア 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な業務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶発的な出費に対応するため。	<その他の指標> なし。 <評価の視点> ・経費削減の達成度はどのくらいか。 ・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。 ・予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由は明らかになっており、合理的なものであるか。 ・運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合は、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。(政・独委・評価の視点事項 2(3)を含む)			
第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる場合には、当該財産の処分に関する計画	なし				
第 6 第 5 に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	なし				
第 7 剰余金の使途	1 研究用機器等を充実させるための				

	整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備					
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

様式1－2－4－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4	人事、施設及び設備に関する事項並びに公正で適切な業務運営に向けた取組							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)
年度末の常勤職員数	104名	104名	96名	101名	99名	99名	101名	
任期付研究員応募者数	—	27名	63名	11名	76名	13名	10名	
採用者数（内定）	—	4名	5名	3名	5名	1名	3名	
倫理審査委員会審査件数	—	23件	30件	33件	23件	25件	45件	
うち承認	—	9件	13件	6件	7件	7件	15件	
うち条件付き承認	—	10件	12件	21件	7件	12件	26件	
うち変更勧告	—	5件	3件	2件	5件	6件	1件	
うち不承認	—	2件	0件	0件	4件	0件	3件	
うち該当せず	—	0件	2件	4件	0件	0件	0件	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)		
第 5 その他業務運営に関する重要事項 通則法第 29 条第 2 項第 5 号のその他業務運営に関する重要な事項は、次のとおりとする。 1 人事に関する事項 ア 職員の専門性を高めるために適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施すること。 また、このような措置により職員の意欲の向上を図ること。	第 8 その他業務運営に関する重要な事項	<主な定量的指標> ・当年度末の常勤職員数の見込み 104 人 <その他の指標> なし。 <評価の視点> ・人事に関する計画は、資質の高い人材を幅広く登用するための公募による選考採用等及び業務運営の効率化等の推進のため、研究員の採用に当たっては、原則として、公募による任期付採用を行い、採用後一定期間経過後に、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。 イ 研究員の流動化で活性化された研究環境を実現するため、研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。 任期の定めのない研究員の採用にあたっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を、5 年間累計で 17 名を採用した。 イ 研修の実施や研究発表等の奨励により、若手研究員の資質向上に努めるとともに、女性研究員等が能力を十分に發揮できる研究環境を整備していくか ・人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由は明らかになつておらず、合理的なものであるか。 (2) 常勤職員の数 期末の常勤職員数は、期初の 100% を上限とする。	<主要な業務実績> 第 6 その他業務運営に関する事項 <自己評価> 評定 : B	評定 B	<評定に至った理由> 新規採用研究員に対しては、初任研修の段階で、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的として設立され、主に労働保険特別会計により運営される労働安全衛生総合研究所の研究員に期待される役割を理解させるよう配慮している。また、新規採用研究員のうち若手の者については、中堅研究員をチューターに任命し、研究活動に必要な事項全般について指導させている。 さらに、研究員の資質・能力向上のため、新たに在外研究員派遣規程を制定し、これまでの国内研究機関に加え、海外の研究機関にも派遣できるようにしている。 研究員の流動化については、研究員の採用を原則として任期付研究員として採用し、3 年間の任期中の研究成果等を総合判断して常勤研究員とするか判断している。 施設・設備の設置、改修については、平成 23 年度（第 1 期）から平成 27 年度（第 5 期）までの計画を策定し、この計画どおりに実施している。	<評定に至った理由> 新規採用研究員に対しては、初任研修の段階で、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的として設立、運営される労働安全衛生総合研究所の研究員に期待される役割を理解させるよう配慮している。また、新規採用研究員のうち若手の者については、中堅研究員をチューターに任命し、研究活動に必要な事項全般について指導させている。 さらに、研究員の資質・能力向上のため、新たに在外研究員派遣規程を制定し、これまでの国内研究機関に加え、海外の研究機関にも派遣できるようしている。 研究員の流動化については、研究員の採用を原則として任期付研究員として採用し、3 年間の任期中の研究成果等を総合判断して常勤研究員とするか判断している。 施設・設備の設置、改修については、平成 23 年度（第 1 期）から平成 27 年度（第 5 期）までの計画を策定し、この計画どおりに実施している。	<評定に至った理由> 新規採用研究員に対しては、初任研修の段階で、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的として設立、運営される労働安全衛生総合研究所の研究員に期待される役割を理解させるよう配慮している。また、新規採用研究員のうち若手の者については、中堅研究員をチューターに任命し、研究活動に必要な事項全般について指導させている。 さらに、研究員の資質・能力向上のため、新たに在外研究員派遣規程を制定し、これまでの国内研究機関に加え、海外の研究機関にも派遣できるようしている。 研究員の流動化については、研究員の採用を原則として任期付研究員として採用し、3 年間の任期中の研究成果等を総合判断して常勤研究員とするか判断している。 情報公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料（中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等）に加え、調達関係情報、特許情報、施設利用規程等もホームページで公表している。また、独立行政法人情報公開・個人情報保護連絡会議に職員を派遣するなど、情報公開が適切に行われるよう配慮している。 個人情報保護については、セキュリティレベルの向上のため、個人情報保護規程を改正し、個人情報等を含む機密性の高い情報については、グループウェア内で特定業務に従事する職員のみがアクセスできるフォルダーを整備し、同フォルダー内での情報処理を徹底するようしている。 公的研究費の不正使用防止については、平成 26 年に文部科学省が公表した「研究活動における不正行為	<評定に至った理由> 新規採用研究員に対しては、初任研修の段階で、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的として設立、運営される労働安全衛生総合研究所の研究員に期待される役割を理解させるよう配慮している。また、新規採用研究員のうち若手の者については、中堅研究員をチューターに任命し、研究活動に必要な事項全般について指導させている。 さらに、研究員の資質・能力向上のため、新たに在外研究員派遣規程を制定し、これまでの国内研究機関に加え、海外の研究機関にも派遣できるようしている。 研究員の流動化については、研究員の採用を原則として任期付研究員として採用し、3 年間の任期中の研究成果等を総合判断して常勤研究員とするか判断している。 施設・設備の設置、改修については、平成 23 年度（第 1 期）から平成 27 年度（第 5 期）までの計画を策定し、この計画どおりに実施している。	<評定に至った理由> 新規採用研究員に対しては、初任研修の段階で、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的として設立、運営される労働安全衛生総合研究所の研究員に期待される役割を理解させるよう配慮している。また、新規採用研究員のうち若手の者については、中堅研究員をチューターに任命し、研究活動に必要な事項全般について指導させている。 さらに、研究員の資質・能力向上のため、新たに在外研究員派遣規程を制定し、これまでの国内研究機関に加え、海外の研究機関にも派遣できるようしている。 研究員の流動化については、研究員の採用を原則として任期付研究員として採用し、3 年間の任期中の研究成果等を総合判断して常勤研究員とするか判断している。 情報公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料（中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等）に加え、調達関係情報、特許情報、施設利用規程等もホームページで公表している。また、独立行政法人情報公開・個人情報保護連絡会議に職員を派遣するなど、情報公開が適切に行われるよう配慮している。 個人情報保護については、セキュリティレベルの向上のため、個人情報保護規程を改正し、個人情報等を含む機密性の高い情報については、グループウェア内で特定業務に従事する職員のみがアクセスできるフォルダーを整備し、同フォルダー内での情報処理を徹底するようしている。 公的研究費の不正使用防止については、平成 26 年に文部科学省が公表した「研究活動における不正行為

	(参考1) 常勤職員数について、期初の常勤職員数は104人、期末の常勤職員数は104人(上限)。 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額について、中期目標期間中の総人件費改革対象の常勤役職員の人件費総額見込み4,191百万円。 なお、総人件費改革対象の常勤役職員の人件費総額見込みと総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究員の人件費総額見込みとの合計額は、4,763百万円である。 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。 また、新規業務追加分に係る人件費については上記の額に含まれない。	うな環境整備に努めた。 ・専門型裁量労働制により、一定の研究員に対し労働時間の自己管理を図り、調査研究成果の一層の向上を期待とともに、さらに育児と仕事の両立ができるような環境整備に努めた。 (2)人件費総額見込み ・中期目標期間における人件費の総額は単年度あたり8億6,943万円で、前中期目標期間中の単年度当たり人件費総額と比べて1億2,704万円の節減となった。		への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、関係規程を新たに整備等し、研究者向けの研修において周知を図っている。また、科学研究費による研究課題(41件)について内部監査を行い、不正防止のけん制を図った。 研究所の諸活動について社会への説明責任を果たす観点から、個々の研究員による研究成果の学会発表はもとより、毎年、東京、大阪において、研究成果を事業場の安全衛生担当者に発表する場を設け、その普及に努めている。併せて、毎年、清瀬地区、登戸地区の施設を公開し、来訪者に研究内容を分かりやすい実験で説明するなど、研究所の意義や役割を一般の方々に広報している。 研究所においては、労働災害の発生原因の調査、司法警察機関からの鑑定等を行っており、件数としては多くないものの、機密性の高い情報を取り扱っている。このため、本計画期間中においても、人的管理体制、システム両面からセキュリティレベルの向上を図っている。 以上を踏まえ、中期目標を達成することが見込まれることから、評定をBとした。	<評価の視点> 2 施設及び設備に関する事項 業務の円滑な実施を図るため、施設及び設備の整備について適切な措置を講じ	<主要な業務実績> 2 施設・設備の耐用年数、用途、使用頻度等を勘案して、計画的に更新・整備を進めているか。 存の施設・設備に	行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、関係規程を新たに整備等し、研究者向けの研修において周知を図っている。また、ガイドライン公表後のH26及びH27の2ヵ年で、科学研究費による研究課題(78件)について内部監査を行い、不正防止のけん制を図った。 研究所の諸活動について社会への説明責任を果たす観点から、個々の研究員による研究成果の学会発表はもとより、毎年、東京、大阪において、研究成果を事業場の安全衛生担当者に発表する場を設け、その普及に努めている。併せて、毎年、清瀬地区、登戸地区の施設を公開し、来訪者に研究内容を分かりやすい実験で説明するなど、研究所の意義や役割を一般の方々に広報している。 研究所においては、労働災害の発生原因の調査、司法警察機関からの鑑定等を行っており、件数としては多くないものの、機密性の高い情報を取り扱っている。このため、本計画期間中においても、人的管理体制、システム両面からセキュリティレベルの向上を図っている。 以上を踏まえ、中期目標を達成していると評価できることから、評定をBとした。	<今後の課題> なし。	<その他事項> なし。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。	<その他事項> 特になし。
2 施設及び設備に関する事項 業務の円滑な実施を図るため、施設及び設備の整備について適切な措置を講じ	2 施設及び設備に関する事項 調査研究業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、既て適切な措置を講じ	<評価の視点> 2 施設及び設備に関する事項 調査研究業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、既て適切な措置を講じ	<主要な業務実績> 2 施設・設備に関する計画 ・各年度計画に基づき、施設及び設備の整備を行った。 4 年間で整備した内容は								

<p>すること。</p> <p>なお、上記第 2 の 6 の検討により業務を実施する場合には、業務運営の効率化等の観点から、研究拠点が分散しないよう、施設及び設備の集約化を進めること。</p>	<p>について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的な更新、整備を進める。</p> <p>なお、上記第 1 の 6 の検討により業務を実施する場合には、業務運営の効率化等の観点から、研究拠点が分散しないよう、施設及び設備の集約化を進める。</p>	<p>以下のとおり。</p> <p>23 年度：建物外壁補修・防水等工事 他 3 件</p> <p>24 年度：液体搅拌帶電実験室改修 他 1 件</p> <p>25 年度：多目的構造強度／信頼性実験室改修 他 1 件</p> <p>26 年度：墜落・転落飛来落下防止施設改修 他 2 件</p> <p>27 年度：</p> <p>恒温恒湿実験室改修 他 3 件</p>	<p>3 公正で適切な業務運営に向けた取組</p> <p>(1) 関係法令の順守等</p> <p>研究所に対する国民の信頼を確保する観点から、情報の公開、個人情報等の保護、公的研究費の不正使用防止等、関係法令の順守を徹底するとともに、研究倫理の確保等高い倫理観をもって公正で的確な業務の運営を行うこと。</p>	<p>3 公正で適切な業務運営に向けた取組</p> <p>(1) 関係法令の順守等</p> <p>研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。また、公的研究費の不正使用防止対策の実施等、研究者が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。</p> <p>・情報公開、個人情報保護、公的研究費の不正使用防止等に関する関連法令を遵守するための体制及び仕組みを整備し、運用しているか。</p> <p>・国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うための研究倫理委員会を設置し、必要な審査・措置等を実施しているか。</p> <p>・そのほか独立行政法人通則法が定める業務の公共性と自立性、法人の業務範囲、役員の職務と権限、職員の服務基準等に則った業務運営がなされているか。</p> <p>・内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等)に係る取組について適切に取り組</p>	<p>3 公正で的確な業務の運営</p> <p>(1) 関係法令の遵守等</p> <p>ア 情報の公開</p> <p>・個人情報管理規程に基づき、個人情報保護管理者及び保護担当者を選任し、研究所が保有する個人情報の適切な利用及び保護を推進した。</p> <p>・「独立行政法人情報公開・個人情報担当者連絡会議」に職員を派遣し、その後に会議に参加した職員による伝達等を実施した。</p> <p>・情報の公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料(中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等)のみならず、公正かつ的確な業務を行う観点から、調達関係情報、特許情報、施設・設備利用規程等も研究所のホームページ上で</p>
--	---	---	---	---	--

		<p>んでいるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ対策基準等の整備及び改善を図り、情報セキュリティを確保しているか。 	<p>積極的に公開した。</p> <p>イ 競争的資金に係る内部監査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学研究費補助金取扱規程に基づき、科学研究費研究課題に対する実地の内部監査を実施した。 ・利益相反審査・管理委員会規程に基づき、民間企業等からの受託研究及び共同研究について内部審査を行った。平成 26 年度からは、利益相反審査・管理委員会規程に基づき、研究倫理審査委員会において科学研究費及び厚労科研費などの外部資金による研究について審査を実施した。 <p>ウ 研究倫理審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理審査委員会規程に基づき、学識経験者、一般の立場を代表する者等の外部委員及び内部委員からなる研究倫理審査委員会を開催し、研究計画について厳正な審査を行った。審査の結果、変更勧告となったものについては、研究実施に先立ち、研究計画の修正を行わせた。同委員会の議事要旨を、研究所ホームページで公開した。 ・動物実験委員会規程に基づき、動物実験委員会を開催し、新規動物実験計画、計画変更届について審査を行った。前年度の自己点検・評価結果については、ホームページ上で公開した。また、例 		
--	--	--	--	--	--

			<p>年通り、動物実験関係者に対する教育訓練を実施した。</p> <p>エ 遵守状況等の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の確立及び研究所内における情報伝達の円滑化を図る観点から、研究所業務の日常的な意思決定及び進捗管理を行う場として理事長・理事・総務部長・研究企画調整部長等を構成員とする会議を原則として週1回、業務執行状況の報告及び検証を行う場として監事を含めた全役員及び3研究領域長等が出席する会議を年4回、それぞれ開催した。また、TV会議システムを活用し両地区合同の部長等会議を原則として週1回開催した【再掲】 <p>(2) セキュリティの確保</p> <p>個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針及びセキュリティ対策技術の進展等を踏まえ、漸次、情報セキュリティ対策基準等の整備及び改善を図り、情報セキュリティを確保する。</p>		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報